

第七十二回国会 参議院内閣委員会 會議録第十六号

昭和四十九年五月七日(火曜日)
午後一時九分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

補欠選任

片山 正英君	星野 重次君
細川 護熙君	上原 正吉君
西村 尚治君	楠 正俊君
木村 睦男君	都 祐一君
稲嶺 一郎君	源田 実君
安田 隆明君	今 春聰君
前川 旦君	上田 哲君
藤原 道子君	鈴木 強君
星野 力君	岩間 正男君

五月七日

辞任

補欠選任

鍋島 直紹君	中山 太郎君
源田 実君	片山 正英君
今 春聰君	高橋 邦雄君

出席者は左のとおり。

委員長 寺本 広作君

理事 岩動 道行君

岡本 悟君

鈴木 力君

委員

片山 正英君

楠 正俊君

高橋 邦雄君

長屋 茂君

星野 重次君

衆議院議員

内閣委員長代理

国務大臣

通商産業大臣

運輸大臣

政府委員

防衛庁防衛局長

外務省アメリカ局長

通商産業政務次官

中小企業庁長官

運輸大臣官房長

運輸省船員局長

運輸省自動車局長

運輸省航空局長

運輸省航空局次長

運輸省航空局技術部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

外務省欧亜局外務参事官

文部省初等中等教育局長

運輸省航空局管制保安部長

郵政省電波監理局無線通信部航空海上課長

戸叶 武君	中村 波男君	宮崎 正義君	中村 利次君	野呂 恭一君	中曾根康弘君	徳永 正利君	久保 卓也君	大河原良雄君	楠 正俊君	外山 弘君	内村 信行君	住田 俊一君	中村 大造君	寺井 久美君	後藤 茂也君	中曾 敬君	相原 桂次君	加賀美秀夫君	柴沼 督君	松本 操君	曾根 正司君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------

本日の会議に付した案件

○中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十六日、片山正英君、細川護熙君、西村尚治君、木村睦男君、稲嶺一郎君、安田隆明君、前川旦君、藤原道子君、星野力君が委員を辞任され、その補欠として星野重次君、上原正吉君、楠正俊君、都祐一君、源田実君、今春聰君、上田哲君、鈴木強君、岩間正男君が選任されました。

また、本日、鍋島直紹君が委員を辞任され、その補欠として中山太郎君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) この際、中曾根通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 過般、宇都宮で行ないました私の演説の中で、不穏当、不謹慎のところがありました。社会党、共産党に対して御迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。

自今、深く戒めまして、このようなことを繰り返さないように自戒をいたします。

○委員長(寺本広作君) 中小企業庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業は小規模企業であり、これらの小規模企業は概して資金面、情報面等で多くの格差を負っており、きめのこまかい施策を必要としております。このような観点から、小規模企業対策につきましては、従来から各種の中小企業施策の中でも格段に配慮を払ってきたところであり、四十九年度予算案におきましても、大幅な施策の拡充強化をはかることといたしております。

本法案は、このような施策の拡充強化と相まって行政機構の強化をはかり、小規模企業者に対する行政を強力に進めることを主たる目的とするものであります。

次に、本法案の内容につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、中小企業庁に小規模企業部を設置することであり、中小企業庁の現在の組織は、長官官房のほか、計画部及び指導部の二部によって構成されておりますが、以上申し述べましたような小規模企業対策強化の観点から、新たに小規模企業部を設置し、小規模企業対策に関する事務を行なうこととしております。

小規模企業部の所掌事務といたしましては、まず小規模企業に対する経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模企業施策につきまして、その立案・実施に当たることといたしております。また、中小小売り商業及び中小サービス業は、その大多数が小規模企業でありますので、これら中小小売り商業及び中小サービス業に関する中小企業施策につきましても、小規模企業部において他の

小規模企業施策とあわせて一元的に所掌すること
といたしております。

改正の第二点は、従来やもすれば不十分になりがちであった中小企業者からの相談、苦情の処理、あつせん等の業務を充実させることであります。すなわち、これらの業務を規定上明らかにするとともに、なかならずその必要性が強く要請されていた小規模企業者、中小小売り商業者及び中小サービス業者につきまして、そのなまの声をくみ取り、親身な窓口となつて、その声を的確に行政に反映させていくこととし、これらの業務を小規模企業部において所掌させることとしたしております。

改正の第三点は、中小企業施策に関して漏れない体制をとるよう万全を期するため、中小企業庁の所掌事務の整備をはかることとするともに、以上のような小規模企業部の設置と関連いたしまして、現行の長官官房、計画部及び指導部の事務配分の若干の変更を行なうこととしたしております。

以上が本法案の提案理由及び要旨でございます。何とぞ意のあるところを御覧いただき、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(寺本広作君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。徳永運輸大臣。

○國務大臣(徳永正利君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の要旨の第一は、運輸省の付属機関として、愛媛県越智郡波方町に波方海員学校を設

置することにあります。

運輸省におきましては、全国で十二校の海員学校におきまして海員の養成を行なっておりますが、特に、最近の内航海運における海員の不足の状況にかんがみ、その養成体制の強化をはかるため、現在波方町にある栗島海員学校の波方分校の生徒数を八十名から百六十名に倍増し、同分校を海員学校に昇格させることとしたしました。

改正の第二点は、運輸省の地方支分部局として、沖縄県那覇市に那覇航空交通管制部を設置することとあります。

現在、運輸省におきましては、航空交通管制業務を札幌、東京及び福岡の各航空交通管制部において行なわれております。沖縄の空域につきましては、現在、アメリカ合衆国政府が、一部を除き、航空交通管制業務を行なっておりますが、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会における日米間の合意により、本年五月十五日よりおそくない時期に日本国政府が行なうことになっております。このため、政府は、所要の施設の整備、要員の訓練等を進めてまいりましたが、近くこれらの準備が整うことに対応いたしまして、当該航空交通管制業務を行なわせるため那覇航空交通管制部を新設することとしたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 引き続き、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理野呂恭一君。

○衆議院議員(野呂恭一君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では、波方海員学校の設置に関する改正規定は昭和四十九年四月一日から、那覇航空交通管制部の設置に関する改正規定は同年五月一日からそれぞれ施行することとしたしておりますが、これらを公布の日から施行することに改めた

次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 最初に、直接的には法案の内容じゃありませんで恐縮ですが、若干の問題を先にお伺いしておきたいと思ひます。

それは、一つはローカル空港のあり方とでも言つた方がいいかと思ひますけれども、そういう問題について若干伺いたいんです。具体的に言いますと、いまそれぞれ地方の空港が滑走路延長とか、あるいは三種空港から二種空港への格上げなど地方の住民との間にさまざまなトラブルを起しております。そういうことが相当あるように聞いておりますけれども、岩手県の花巻空港に例をとりますと具体的に若干伺いたいと思ひます。

現在、花巻空港は県管理の第三種の空港であります。これを滑走路を延長しようと県側のほうが提案をいたしまして、地元は特にこの土地の買い上げに反対期成同盟なんかをつくつて反対をしておる、あるいは騒音についての反対などがございします。具体的に花巻空港を運輸省としてどういう形に持つていくとされていらっしゃるのか、あるいはその目的、趣旨はどうなのか、まず御説明をいただきたいと、こう思ひます。

○政府委員(寺井久美君) ただいま例としてあげられました花巻空港は、御指摘のように岩手県知事の設置管理いたします。いわゆる第三種空港でございます。現在同空港にはYS11型機が東京、花巻、花巻一戸というわけで就航いたしております。四十八年度の旅客輸送実績四万九千人という数字が出ております。で、航空需要は、時間距離短縮の効果という点から全国的に非常に増加しております。花巻空港も、将来東北新幹線の開通を見込んで、東京、名古屋、大阪あるいは千歳などとの間に相当大幅な需要増が予想されております。このような状態から、岩手県は県の総合

交通体系整備の一環といたしまして、花巻空港をジェット機が就航するように拡張したいという御計画をしておられます。

御存じのように、プロペラ機によって処理できます需要量というのは、相手方空港の容量との関係がございまして、非常に限度がございまして、おおむね年間十五万人程度以上の旅客需要が見込まれます空港につきましてはジェット化をするほうが望ましいということで、現在のところ第二次空港整備五カ年計画におきましては、ジェット機が就航できるように拡張を計画予定いたしましたわけでございます。この計画の実施につきましては、御指摘のようにまだ地元住民の同意が十分得られておりませんけれども、岩手県といたしましては問題の解決に非常に積極的に取り組んでおられるというふうにご了解いただいております。遠からず何らかの了解が得られるであろうというふうに観測いたしております。

ただ、御指摘のように、今後日本の空港をどういうふうな形で整備していくかという点につきましては、騒音問題等もございまして、地域社会と十分溶け込んだ空港にならなければならぬという観点から新しい五カ年計画の考え方というものを現在検討いたしております。したがって、そこで新しい結論が出てまいりますと、この現在の第二次空港整備五カ年計画の計画というものが多少修正されるということになろうかと存じます。新しい考え方に基づきまして、御指摘の花巻空港あるいはその他のローカル空港が今後どうなっていくかという点につきましては、鋭意その上で検討をしていきたいというふうに考えております。

○鈴木力君 きょうの本題でありませぬから、できるだけ簡単に伺おうと思ひますけれども、どうも私はいまの御答弁で納得できない点がたくさんあるんですね。それでは具体的にまず最初のほうをもう少し伺つておきますが、花巻空港の、いまの計画で名古屋、大阪、千歳等の航路ということがもう計画

の中に入っているんですか、どうですか。

○政府委員(寺井久美君) 第二次空港整備五カ年計画を立てた時点におきましては、全国一日行動圏という一つの考え方がございまして、その時点におきましては、花巻—大阪、あるいは名古屋、千歳というように間に相当量の需要増が見込まれておったわけでございます。

○鈴木力君 その需要増が見込まれておったという計算の根拠がありますか。

○政府委員(寺井久美君) これは県間流動の旅客を現実計算いたしまして、それと鉄道等の時間差というものをとにいたしまして出したもので、一応の根拠はございまして。

○鈴木力君 これはもうこのあと大臣にお伺いしたほうがいいと思いますが、地方のいわゆるローカル空港ですね、これの役割りというのは一体何なんですか。いまの御報告を伺いますと、もっぱら航空会社の輸送上の必要から生まれておるのですね。ところが、地元のはうはどれだけの利益を得るのか、十五万人以上になればプロペラ機では輸送しきれない、それはそういう事情があることは私もわかります。しかし、たとえば羽田から花巻まで、プロペラ機とそれからジェット機、時間差というのは二十五分ぐらいでしょう、大体そうすると、二十五分違ったために、早く着いたために地元の県民にどれだけの利益を与えるだろうか、二十五分おくれて着いたためにどれだけの損失を与えるだろうか、そういう地元の住民のサイドから検討されたことがあるかどうか、それをまず伺いたいと思う。

○政府委員(寺井久美君) 御指摘のように、そういう点につきましては十分検討する必要があります。ただ、いま御指摘になりましたそのプロペラとジェットの時間差というものは、確かに花巻の場合には二十五分ないし三十分だろうと思えますけれども、飛行機一機で運ぶお客の数が非常に違います。したがって、ある限度以上の旅客需要が存在いたしますと、プロペラ機を同じ回数運航いたしておきましても、運ばないという事態になるわけ

でございます。その意味からやはり大型のジェット機を必要とするというのが私どもの一応の考え方でございます。

○鈴木力君 だから、私の言うのは、それはジェット機のほうが輸送量が大いというところはだれもわかっておるわけですね。それは航空会社のほう都合だろうと私は言っておるのです。岩手県に言わせれば、むしろプロペラ機の運航回数をふやしてもらったほうが非常に都合がいい。ある特定の時間に一本しか行かないで運んでもらうよりも、プロペラ機の運航回数をふやしてもらったほうが地元としては非常に都合がいいわけなんです。ところが、航空会社のほうからいって、ジェット機で大量に運んだほうがこれはコストの上からいっても非常に都合がいい、こういうことになるでしょう。だから、航空会社のコストのほうをたてまえにすればジェット機がどこまでも必要という理屈が出てくる。地元サービスをするというか、地元民の立場に立つて考えてみれば、ジェット機にする前に、十五万人になるまでには相当の時間がかかるわけでありまして、まず運航回数をふやしたらどうか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(寺井久美君) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、羽田あるいは大阪という空港の離発着回数というのが現在一ぱいになっておりまして、離発着回数をふやすことができない状態でございます。したがって、先生御指摘のように、とりあえずプロペラ機をふやすということも現在のところ技術的には非常にむずかしい問題でございます。ただ、成田空港が開港いたしますと羽田に多少余裕がでますので、そういう先生御指摘のようなプロペラ機の増便ということも可能になってまいります。ただ、現時点におきましては、単純にプロペラ機をふやすということとは非常に困難な状態にあるということを御理解いただきたいと思います。

○鈴木力君 どうせ現時点では、しかしプロペラ機しかないわけなんです。これは大臣、地元の人

が反対がなければいいのですよ。ほとんど大部分の地権者が土地を上げられるということにもなす。いま反対をしておるわけですね。この間なんかでもテスト飛行をやろうとするのも結局やめざるを得なかった。それから県にすれば——これはまあ県のあれですけども、近いところには農業の高校をつくって、空港でまた延長するためにその高校も動かさなければいけないような、そうしてで地上が上がる時期と成田空港ができ上がる時期とどっちが早いのか、成田空港のほうが早いんですよ。地元の人たちのそういう利害というものをもう少し頭に入れた航空行政がなければはいけません。さっき言いましたように、二十五分時間がつまるというところは、それは地元の利益にはならぬですよ。そうじゃなくて、プロペラ機をふやしてもらえば、それが熱望しておる。そうすれば成田空港ができるまで待つことだってそれは可能ですよ。どうしてああいふ無理押しをして、地元の人たちの意思というものを無視して押しつけなければいけないのか、そのことが私はわからない。

それから私は大体地方の空港でちょっと運輸省お忘れではないのかと思うのは、何か幹線空路の中はいろいろ考えられるのです。いまの局長の御答弁の中にも名古屋、大阪、千歳等が出てくる。しかし、ローカル空港は、もっと望ましいことは、特に東北地域というような地域はこれからいろいろな面で全国的な水準に追いついていく地域ですよ、ほんとうのことを言いますと、それからまた東北という地域の自然とかなんかいろいろ見直されまして、見直されてまた東北に人が行くというふうなそういう時期でももちろんあるやうですね。それが、すべてがその幹線という考え方というものは私はどうもやっぱり地域あるいはローカルという考え方に立ってみると適当ではないのではないか。まず私はプロペラ機でけっこうだから、たとえば花巻と山形とを結ぶ、これは羽田とは違います。一日に何本かあっても空港がパンクすることはないはずですね。それから花巻と秋田と

結ぶ、それから花巻と北海道と結ぶ、いまは八戸までしかありませんから、そういう形の空港をつくる、あるいはあそこへリポートをもう少し併設をして沿岸と、岩手県で言えば三陸海岸のヘリポートをつくって、おいての海岸との連絡網をとる。もともとそういう小さな空港連絡網というものがないまま必要な時期になってきているのではないかと。ところが、それがさっきの局長さんの御答弁によると、まず一応幹線空路をすつとこうつくりあげて、それから考えましようというふうなやり方。飛行機そのもののスピード化ということとはよくわかるけれども、それより先に行政の先回りということがもつと先じゃないですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(徳永正利君) まあ、ジェットにはジェットの大型機であるとか、あるいは経費の問題とかいろいろなメリットがあるだろうと思えます。しかし、それを追求ばかりしていくということとは、これは確かに御指摘のような問題が出てくると思えます。したがって、これから先のジェット機の運航というものは、やはり公害、環境の問題解決なしには私は実際問題としてできないと思えます。そういうようなことを十分粗上に乗せて検討の上で需要を満たしていく、また需要を満たすからにはやはり経営が成り立たなければなりませんから、非常に理想的な路線を考えてみましても経営という問題もあるうと思えます。しかし、そういうようなものを総合的に考えて、やはり根本になるのは環境の保全、環境の保全というところはやはり地元の県なり市町村なりの皆さまの協力がなければこれはもうできないことではないと思えます。昨年から大阪空港等におきまして、あるいはその他の空港におきまして、この問題ではもう痛いほど問題をかかえておりまして、そういう面からいって、いろんなそういう問題のある空港につきましては検討をあらためて直さなければならぬというふうな考えをしております。

○鈴木力君 それでわかったんですがね、やっぱり

り私はそういう検討をお願いしたい。ところが、いま岩手県では、まだはっきりしていませんけれども、県内でいろいろ伝えられるところによりますと、予算をつくったものだから、どうしてもこれを進めなければいけないという立場のほうから先行しているわけですね。したがって、土地収用法を適用するかどうかという議論さえも出てくるわけですね。そういう空港の周辺の農民なら農民の人たちに土地収用法まで適用して土地を取り上げて何が何でもこれをやるという姿勢を一応押えておいて、いま大臣がおっしゃるような角度から再検討していただく、そしてそれがたとえ、それでもその検討の上にあるいはジェットとそれからローカルとが併用という結論が出るかもしれない。いずれにしてもこの計画を立てたときとしましては非常に条件が違ってきているわけですから、幸いにあそこは土地収用法を用いない限り土地の買い上げもまだやっておらないわけですね。したがって、いまのところ一応あれを現状のままにしておいて、さらに将来どうするかという検討を具体的に私はしていただきたい、それが私の希望を持ちながらの実御質問を申し上げたわけであり

ます。特に会社側という少しことばがよくはないんですが、経営が成り立たなければという大臣の御答弁、私はよくわかる。しかし、経営の立場というものが優先をして地元の利益というものがあと回しになる航空行政だけはこれは絶対にやめていただかなければいけないと思う。そうすると、いまこれは大臣に特にこれからの航空行政として私はお願しておきたいのは、私はただ単に花巻といういま例に申し上げたわけですけれども、花巻だけじゃない、何か私がある航空会社の方から聞きますという、将来全部ジェット化ということが進みまして、航空機の製造も、プロペラ機の製造のほうはだんだんだんにやめてしまつてジェット機のほうに主力を注ぐ、そのほうが効率がいいんだと。そうすると、航空会社のはうは、買うにはそのほうが買いやすいからジェット機に

ほとんどどんどん切りかえるんだという話も実は伺った。効率からいえばそういう面があるだろう。そうすると、いま早手回しにといいますが、行政が先回りをするという立場からすれば、そうした将来の見通しの上に立てば、計画ができれば航空機の製造の方向もやはり検討の必要が出てくるだろうと、こう思うのです。だから、何が何でも昔飛行機が珍しかった時代の、幹線を飛んでいれば飛行機だという形ではなしに、もっとも横の連絡といったような地域同士の連絡というところが私は優先されるべきだと思いますが、そういう形の上のものをひとつ取り上げていただきたい。したがって、さっきの大臣の御答弁で私はよくわかると思いますけれども、ゆめ土地収用法とか、そんなむちゃなことをやらせないで、そうして成田の空港のでき上がる時期、それらと合わせた一つの空港を将来どうするとか具体的な計画のもとに住民納得の上に進める、そういう方向の御指導をぜひ願いたい、こう思うのです。もう一度大臣の御答弁をいただきたい、こう思います。

○国務大臣(徳永正利君) 飛行機というのは、乗りものすべてでございましてけれども、安全な運輸でなければならぬと思います。これはもう特別にこの問題については絶対的な使命を持つていて、私は思います。したがって、この点をまずはずしてものは考えられない。その次に、先ほど必要供給、経営の問題を言いましたけれども、そうじゃなくて、そういうふうなものも大切だけれども、やはり今後この空港をどういうふうな運営していくか、整備していくかという上においては、やはり県なり市町村なり地元の皆さまの協力なしにはこれはもうできない、それを十分納得の上でやらなければならぬ。こういうことを申し上げたわけでございますから、いま先生の御指摘の点等につきましては、それぞれジェットにすると、大型にするとか、あるいは時間が早くなるというメ

リットはあつたかと思う。しかし、そのメ

行政というものは私は成り立たないというふうに

の県南バスのストライキという形にあらわれておる。それはまあストライキはどうこう——これは別問題。労使の問題でありますけれども、こういう四十九年度の予算でこれこれ措置をしたから相当期待されておる、されておるけれども、四百三十三系統のうち百三十八系統が廃止の予定、こうなつてまいりますと、相当部分が岩手県民の足が奪われることになる。これは県南バスだけじゃありませんで、花巻バスというのがありますが、この花巻バスは七十二系統のうち二十六系統を廃止する。それから中央バスというのがあります。これは大体百六十三系統のうち三十系統ぐらゐが廃止予定になっておる。通じますと、三〇%をこえる系統路線がことしから廃止される、廃止をしなければ会社側が経営ができません、こういう現状になっておるわけなんです。こういう緊迫した事態といえますか、逼迫した事態に運輸省としてどういう手をいま打とうとなさつていらっしゃるのか、具体的などという御指導をなさつていらっしゃるのか、まずそれを伺いたい、こう思うのです。

○政府委員(中村大造君) ただいま先生御指摘の岩手県のバス事業につきまして、これは単に岩手県だけではなくて、やはり全国的な過疎化の進んでおります地域についてのバスの経営の問題をこの岩手県が非常に反映しておる、こういうふう

私どもがいましております補助の対象といたします路線につきましては、一回の乗車密度が五人から十五人、こういうものを補助の対象にいたしておるわけでございます。一回に平均して乗ります乗客の数が五人から十五人、十五人以上乗る路線につきましては、これはいわゆる経営努力というところで事業者が適正な運賃政策をとれば経営が成り立つと、こういう前提でございます。それから一回に五人未満——五人以下しか乗らない、こういう路線につきましては、バス事業者にとこの経営を強制するといふことはいかがかというところで、これは路線それぞれについていろいろな事情がございますけれども、こういう路線について、当該市町村が住民の足を確保するためにぜひ必要だといふものについては市町村がそれを肩がわりをして運行していただく、そういうものについては、これに対して車両費の補助を国と県で行なう、こういうふうな補助制度をとっておるわけでございます。

で、四十九年度におきましては、その場合にその乗車密度を計算いたします場合に、従来一日に三回しか運行をいたしておりません、あるいは二回しか運行をいたしておりません回数のところにつきましても、それを三回運行したというふうに想定いたしましたして一回の乗車密度を計算いたしておったわけでございますけれども、これは実情に合わない。もう少し助成の対象を広げるといいますか、甘くすべきだということから、いわゆる三回換算という制度を廃止いたしまして実際の運行回数でこれを見る、こういうふうにいたしたわけでございます。金額にすると四十八年度の約二倍の補助金額になるわけでございます。そういう意味で、四十九年度につきましては、まあある程度の効果がこれで出てくるのではないかというふうに思っているわけでございます。

具体的に、岩手県の場合につきましては、実はこの二月に約三十数%の運賃改定をいたしましたわけでございます、これは概算でございますけれども、岩手県南バスについて例をとりますと、

が一つはするのです。まあ公営であるか私営であるかは別であります。しかし、公営か私営かは別といたしましても、公共機関であるという立場に立った——公共機関ということばが足りないかもしれないが、公共性があるという認識はもうはつきり政策上に持たなければいけない。そうすると、どこにどう変えるかといういろいろな形があるけれども、せっかくやり出したこの公的一元化という問題も、私は、運輸省としてもどういう形にやるかということがいろいろ検討の余地があるにしても、一つの試案として積極的な検討ということが必要なのではないか、こう思うんです。だから、その他まだ施策がないとは私は言いませんけれども、具体化しているところが、それが何かどこかの反対で全部ストップしてしまつて先が見えなくなった。市町村議会が決議したけれども、これ以上進まないというような状態で路線廃止というところについてしまったのでは進歩がないような気がするんです。この辺の御見解をまず伺つておきたい、こう思うのであります。

○国務大臣(徳永正利君) バスの運行と申しますか、これはもう国民の足を確保するという事で、これは当然公共性が追求されてしかるべきだと思います。また、運輸行政そのものが国民の生活をどう守るかということに基本がなければならぬという事柄もこれはもう言をまたないところでございまして、先ほど来局長が御説明申し上げましたように、今年度も——昨年度は九億ぐらいの欠損補助をいたしておつたのでございますけれども、本年は、あんまり元が小さいのにはばれた話じゃないですけれども、約倍の二十億、約二十億をもつてそういう採算のとれない路線の補助をやるという事で予算の通過を見たわけでございまして、まあそういうようなものは、手当ては手当てとしてやりつつ、この事業者を、効率的な運営をはからなければなりませんから事業者を統合するということもこれは一つの方法だと思ひます。また、可能な場合にはもう一元化してしまつて、その一つ一つの考え方だと思ひます。それに

よつてその事業の経営が改善されるということがまずできなきゃならぬことでございまして、この改善のためにそういうようなことができると思ひますが、これを公的に一元化するかどうかという問題については、これは民間企業の活力と申しますか、そういうものも、いいところも多分にあるわけでございまして、それぞれのまた立場と申しますか、その地方においてこれはひとつ十分検討をしてみなきゃならぬことだと思ひます。しかし、非常に抽象的なことで、具体的にはまた局長がお答え申すと思ひますけれども、いま申し上げましたように事業者を統合することも一つの方法である、また集約化も、ことによればそういうことも考えられてしかるべきだと、これが経営の改善等につながるならば、そういう観点に立つてそういう方向に進められることは私はいいことだと思ひます。ただ公的な、公の立場でひとつつくり上げていくということ、これはその民間企業の先ほども申し上げましたよさ等も十分考え合はして、そういう公的なものにするのか、あるいは統合して民間企業でやるのかという問題は十分そこで検討されるべきだと、こういうふうに考える次第でございまして。

○鈴木力君 私がいま申し上げているのは、これは岩手県で、長い間かけて、バスの経営者も労働者も、それから県が委託したバス対策協議会です。か、そういう点もいろいろなのが検討していろいろな案をつくつてきているわけですが、実は、それでそのうちで、たとえば中央バス、花巻バス、岩手県南バス、この三つの株式会社社の経営者側から公的一元化プランというのが実は出ています。それからもうひとつ、その中身は多少違いますが、案というのが出ておる。その中身は多少違いますが、けれどもね、構想はもう同じ立場に立っておるんです。と申しますのは、やはり会社の経営という立場からだけではもうどうにもいかぬということにきて、そういういうところにもいまま経営者も含めてそこへいつているわけです。そして、さつき

申し上げましたように市町村がそれに参加をして、そして賛成であるという市町村議会の決議なり市町村当局なりの賛成という意思表示も出ています。まあ正直言ひまして、岩手県では県北バスというのは赤字線が比較のなくて、それから三陸の観光バスなんかがある程度の収益があるもんですから、県北バスはあまりこれには賛成をしていない。他の三社はみんな賛成をしていて、そういう状況で地元住民の指向性というのにはほぼ出そろつた形だと思ひます。で、新聞等では、県が反対だ、こういうことをいってありますけれども、県が反対だというのは、そうしたいろいろなプランが出ておるけれども、それぞれのプランに食い違ひがあつて意思統一がまだできない、それから会社側の企業努力という具体的な計画がもう少し具体性を持たなければ、こういうことをいっておるんで、やはり私営であるか公営であるか、どちらにしても公共性に立つべきものだということについては県もはつきりとこれをうたつておるわけです。

だから私は、一つのそういう機運が煮詰まつてきている、それをみんながそろわないからだめだというふうなことにものを持っていつてしまふんじゃないに、そうしたところの中から運輸省あたりがリーダーになつて具体的なものをまとめあげていく。沖縄が実はそういう形になつておるわけでしょう。だから、いろいろな形のものというものは私はくふうができる、こう思ひます。で、そういう道を積極的に探究しながら、これはもう過疎地域といふと、十人なり十五人なり、あるいは五人以下なんというところは、とてもじゃないが経営という立場に立つたらこれはもう足は確保できないことはあたりまえ、はつきりしておるわけですから、そうすると、公共性の立場に立てば、そういう道というものを一つの道として私は検討の値があるし、そしてその方向が、かわるものがあるというところも別だけれども、なければやっぱそういう方向を追求してみる。全部が一律にということじゃないにしても、そういう地

域の住民がそこまでこう煮詰まつてきている、そういう状況の中ではやはりそういう議論は取り上げるだけの価値は私はあるんじゃないか、こういうふうに思つて実は御質問申し上げておるわけなんです。いかがですか。

○政府委員(中村大造君) 確かに岩手県におきまます公的一元化の問題は相当以前から検討をされてきておりまして、昨年に岩手県バス対策協議会というものが設置されました、そこで一元化問題を取り上げて真剣に討議されてきたわけでございまして、それで、その公的一元化ということは、非常にことばとして言われまふけれども、一体公的一元化というものの中身はどういうものであるかということになりますと、これは必ずしもその当事者間で一つのきまつた概念というものではないようございまして、それにはいろいろなやっぱりニュアンスの違い、意思の違いというものもございまして、それから公的一元化というものを最終目標、到達点といふものをどこからどのようにして進めていくかということについても、またいろいろ進め方があるわけで、これについてもまた当事者間で考えは必ずしも同一ではない、こういうことでもございまして、私も公的一元化というものが、いわゆるで上がった案として、もしその地域の要望に沿うものであれば、これは非常にけっこうなことだといふふうに思つておることについては、これはもう疑義がないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、その中身あるいはその実現に至る進め方、こういうものにつきましては、なおまだその議論に熟していない点があるんじゃないかといふふうに思ひます。

先生たゞいま例としてお出しただきました沖繩でございましてけれども、これは初めから公的というところをいつているのではなくて、むしろ逆に最近沖繩市内の二社が合併の調印をいたしました。で、来年には郊外の三社が合併の機運でござい

いまして、再来年あたりにはそれを一体といたしまして沖縄本島五社のバス事業が一元化する、で、その際におきまして、公的の一元化といいますが、県がそれにどのような形でタッチしてまいるかということが具体的なスケジュールとしてあがってくるということでございまして、初めから公的の一元化ということを前提にして沖縄の市内の二社が合併するというものではございません。

そのようにいろいろ進め方というものがあられるわけでございます。岩手県の場合につきましても、最初から公的ということをやめられ打ち出しまして、はたしてその具体的に進めてまいります場合にスムーズにいくかどうかということもやはり考えなければならぬと思うわけでございまして、いずれにいたしましても、岩手県につきましても、そういうふうな一元化問題について相当いろいろな当事者で努力がなされてきておるわけでございまして、私もいたしましては、先ほどから重ね重ね申しておりますような総合的ないろいろな施策の中で、そのような一元化問題というものはまあこの効果というものを十分考えまして推進してまいりたいと、こういうふうに思うわけでございまして。

○鈴木力君 これでもやめますけれども、私は強く要望しておきたいのは、初めからこうしようというところでこうなったというのじゃない。しかし、やっぱり沖縄でもそういうことをやってみたら公的のところを追いついたという前例があるということなんですね。そうすると、そういう例から、公的の目標を置きながら、どういう過程に進んでいくかというその道筋は運輸行政の中でひとつ検討をしながらこれを前に進めていくということですが私はやっぱり必要なことだと、こう思うんです。もちろんそういう目標、道筋を入っている一ぺんに形ができるというものだと私は思っています。これは相当なむずかしいものがある。しかし、ああいう地域のバスというものは公共性を持つんだという認識だけはこれはもう大臣にも持っていたかなければいけないと思うんです。

ね。そうすると、その面から地方自治体がどういう形でこれに参加するのか。いまだって相当の市町村で、廃止——いやであれば補助金をくださいというふうなことがあって、やむを得ず市町村の補助というものもずいぶん出ている段階です。そうすると、補助金を出すのか経営に参加するのかというその違いをどうするかという問題だっけもう具体的な問題として出ているわけですね。

ですから、そういう面でききなり公的というのはどうかというふうな——そうじゃないに、公的を考えた上でやってみたら、沖縄は公的のほうにたどりついたわけですから、まだ実施はしないにしても計画の中に出てきている。そういう例は検討に値するはずでしょう。そうすると、地元の要望、各市町村も要望しているわけだ。ただ、いまプランが最初からびしゃっと一本にならないというところだけがだめだという理由では、これは行政指導というのは私はあまり見上げたものじゃなくて、そうじゃないに、いろいろの違ったプランの中で一つの指導の立場に立ったプランというものがもつと先に力をもって進んでいっていいのではないかと。そういうことから将来の県民の足というのに対しての明るさが私は県民に出てくるだろうと思う。毎年毎年決算をするたびに三〇％路線がなくなりますが不安を与えながら進んでいくというのは私は後手を踏む行政だと、こう思うわけですね。そういう意味で、少なくとも運賃値上げをすれば賃金のベースアップ分にならない、あるいは補助金を出せば賃金の遅配分のそれが全部入ってしまう、そしてまたお先まっ暗だ。これは二十億という補助金では大臣、私は片づかない、こう思うんです。

たとえば、岩手県で一年間にバスを利用するのが延べにして四千八百万人と私は記憶をしておる。そういう人たちの足というものが、そういう先回りした行政の指導によって守られるということになると思えますね。だから、四万九千人の空港に土地収用法などというむちゃなことを一方か

らこうやっておりながら、一方では、ほんとうの県民の足というのはこういう形で危険にさらされている。こういうこともやっぱり県民の立場からすれば、一つの運輸行政の中に住民、県民というものと行政がどこで結びつくのか、これはやっぱり真剣に御検討いただきたい、こう思います。これは御要望申し上げておきたい、こう思います。

それで、だいぶ時間もたちましたので、これからあと法案について若干伺いをいたしますが、まずこの法案で、今度沖縄の航空交通管轄が日米合同委員会に返還をされる。沖縄の飛行情報区といいますが、東京飛行情報区、いままである札幌と東京と福岡に沖縄の情報区を一つつくるわけでありまして、これは東京の情報区と一本化してはできないものかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(寺井久美君) 御指摘の飛行情報区と申しますものは、ICAOの第十一付属書に基づきまして、航空交通の実態と、それから能率的な航空交通業務の処理を考慮いたしまして設定されるものでございまして、那覇の管制部設置後におきます那覇FIRのあり方につきまして検討いたしました結果、東京と那覇の飛行情報区におきます航空交通の流れがそれぞれ異なるパターンで運航となっておりまして、航空機の安全と、かつ能率的な整理業務を実施いたしますためには、両方の飛行情報区は従来のとおり別個に存在したほうがいい、こういう結論になりました。東京FIRとは別個に那覇FIRというものを置くことにきめた次第でございまして。

○鈴木力君 航空の態様が違うということの主たる違いはどこにありますか。

○政府委員(寺井久美君) 東京FIRというのは非常に広い範囲でございまして、その中心をなしておりますのはやはり国内交通でございまして、那覇の場合は国内交通よりも通過する国際交通というものがかなり多いというふうな状態にございまして。この流れの整理をいたしますのに、やはりその特色あるものを中心にいたしまして整

理をしたほうがいい、こういうふうに判断された次第でございまして。

○鈴木力君 これはいきなりでは数字はちょっとおわかりにならないかもしれませんが、通過する国際航空といいますが、国際航空機で、沖縄上空のほうをはるかに多いというふうな御答弁をちょうだいしたんですけれども、東京FIRの区域、どれくらい年間に国際航空機が通過をして、それから那覇の上空はどれだけ通過をしているのか、数字わかりませんか。

○政府委員(寺井久美君) 通過機だけを抽出する数字がちょっといま手元にございせんが、東京FIR、東京管制部といいますが、東京管制部が扱っております機数が四十七年度で四十四万機でございまして、これに対応いたします那覇の場合が二十万六千。このほかに実は福岡の管制部と札幌の管制部がございまして、東京FIR全体といたしましての数字はこれよりもちょっと違った数字になるかと思えます。

○鈴木力君 いまの、はつきりよくわからなかったんですが。

○政府委員(寺井久美君) 東京FIRの中には、御存じのように札幌、東京、福岡と三つの管制部がございまして。ただいま申し上げましたのはこの管制部の取り扱い機数でございます。したがって、四十四万回と申し上げましたのは、東京管制部が取り扱いました機数でございまして、二十万六千と申し上げましたのは、この那覇の管制部で取り扱った機数でございまして。

○鈴木力君 だから、私がさっき、どうしても分離をしなければ——こう言いましたけれども、そうすると二十万という回数が多くなったから分離をする、こういうことになるんですか。

○説明員(松本操君) ただいま局長が申し上げましたように、取り扱い機数も東京管制部の場合に四十数万、那覇管制部の場合におそらく二十万少しぐらいということになるかと思いますが、航空路図をごらんいただきますとすぐおわかりいただけると思いますが、東京管制部及び札幌と福岡

の管制部を合わせました東京FIRの中の航空機の流れというものは、大体東京を中心としたとして、国内の路線、それから太平洋を渡ってハワイ、アンカレッジ、サンフランシスコ、こちらの太平洋方面へ参ります流れ、それからやはり東京を中心としたとして東南アジアのほうに入っていく流れと、それからごく一部ではございますけれどもシベリア路線に入っていく流れ、東京を中心とする放射状の流れになっておるわけでございます。その端のほうのきわめて地区的な部分を札幌管制部及び福岡管制部の区域として扱っておるわけでございます。

これに対して那覇の場合には、那覇の近辺の航空路図をごらんいただきますとこれもおわかりいただけますように、那覇と本土との間の太い幹線が一本ござります。これには国際線も国内線も同様に入っておりますわけでございますが、那覇を中心としたとして、台北から香港のほうへ抜けます路線が一本、マニラのほうへ抜けてまいります路線が一本、グアムのほうへ抜けてまいります路線が一本、それから交通量は現在非常に少なくなっておりますけれども、大邱のFIRの中へ入ります、釜山とかあるいはソウルとかいう方面へ入ります航空路が一本ござります。模式的に申し上げますならば、那覇を中心とした放射状のバターンになっておるわけでございます。東京を中心とした放射状のバターンというふうに大別できるかと思ひますので、この二つを一つにまとめることは、現在のいろんな通信技術その他の方法を使えばできないことはいはないかも知れませんけれども、やはり那覇には当然のことながら何らかセンタ一の機能を果たしますものを置 かせんと、非常に長い通信回線を使って管制をするというふうな不合理が出てまいりるのではないかと、こういうふうにご考慮される次第でございます。

○鈴木力君 私聞いておりますのは、東京FIRの中で札幌管制部の管轄区域と福岡管制部の管

轄区域というのがあるわけでしよう。三つに分けて管制をやっているわけですね。まあ那覇のFIRのほうも、管制部を置くということも置いてもいいが、このFIRのほうは統一をすることができないのかどうかというところを実は私は考えた、これはまあしろうと考えるたいなものですがね。那覇空港が中心になって、そしてそんなに放射状に数が多いんですか、国際路線は。

○説明員(松本操君) 全部の数字はちょっと手元に私数字を持っておりませんので申しわけございませんが、台北から香港のほうへ抜けてまいりますルートだけを拾って申し上げますならば週間に約二百五十便、したがって、五百機でございますから七で割りました七十機程度が一日に飛んでおるわけでございます。で、そのほかにグアムへ参ります路線がやはり週に何便かござりますし、マニラに抜けるのもおそろく毎日一便、二便という、あるいはもう少し多いかと思ひますが、程度の数字があらうかと思ひます。

それからもう一つ、前段で先生がおっしゃいました、那覇にかりに管制部を置いたとした場合、管制部を置いてもいいが、これを東京FIRとして一本にできないかという点につきましては、通常その管制部を置きまして統括いたしますFIRの空域というものをつくりました場合に、ICAO的な考え方を非常に厳密に踏襲いたしますと、一つのFIRの中に一つの管制部というのがきわめて常識的な線ではないかというふうにICAOではされております。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように、東京FIRの中には北海道地区及び九州地区という、かなりローカルで、中々動き回るフライトがある。こういうことがござりますので、東京FIRの中に一部を区分いたしまして御承知のように福岡管制部及び札幌管制部というふうなものが置いてあるわけでござりますが、これはほとんど国内のフライトを扱っておるということになりますので、もちろん福岡の管制部の空域の中を通り抜ける国際線もございすけれども、主たるわらは国内の航空路の管制

をするというふうにお考えいただいてよろしいかと思ひます。

したがって、二つを統合して一つのFIRにするというところは、FIRとしても非常に大きなFIRになってしまいます。また、いま申し上げましたようなICAO的な考え方、あるいはその他通信技術の問題、あるいは運航の先ほど来御説明いたしましたバターン等から判断しても多少無理があるのではないかと。むしろ二つのFIRとして独立しておいたほうがよろしいのではないかと。いろいろが私どもの考えでございます。

○鈴木力君 それは独立させるさえないはまあ技術的な問題もあると思ひますが、これは私もしろうとでよくわからぬのですけれども、問題はあの嘉手納からんでいらないかという感じが私はするんですね、率直に申し上げると。もしあそこにはアメリカの基地がなければ、そんなに飛行機の数というの、あそこを中心にして東京空域の半分には達するような国際航空路というのがあるとはどうしても私は考えられないんですけれども、これは嘉手納のあの米軍の航空機は全然除いてこれだけの数字ですか。

○説明員(松本操君) 先ほど申し上げました数字は含んでおります。ただ、その含んでおる内容がどの程度になるかという点は、正確な統計を私ども現時点では持っておりませんのでよくわかりません。

○鈴木力君 まあ、数字につきましては、突然に申し上げてもお持ちにならない、これはもうやむを得ないことでありますけれども、傾向的にいいまして私はやっぱりそこに問題があるような気がするんですね。だから、嘉手納という膨大なあの米軍の基地がかりにあすこになくなればいふこの空が違ってくるような気が実は私はしているんですけれども、それはまあそれといたしまして、伺いたいのは、そのあとに、日米合意事項の第五項ですか、那覇空港への進入管制を暫定的に米政府が実施することになっておる、第五項にそういうあれがあると思ひますけれども、これは今

度的那覇空港への進入管制業務は、引き継いだ場合に、この米軍との関係はどういうことになっておりますか。

○政府委員(寺井久美君) ただいま先生が御指摘の沖縄における航空交通管制に関する日米合同委員会の合意の第五項でございますが、これによりまして、那覇空港の周辺には嘉手納、普天間、三つの空港がございまして、これらの地域におきまして航空交通の安全を確保するために単一の施設によって進入管制を行なうという必要がある。したがって、日本国政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米政府が那覇空港の進入管制業務を実施する」と、こういう合意になっております。したがって、この日米の合意によりまして、まず私どもは四十七年の五月に那覇空港の管制を引き継ぎました。さらに本年の五月十五日に沖縄の航空路の管制を引き継ぐと、こういう段取りになっております。で、この進入管制業務につきましては、ただいま御紹介いたしましたように、日本側がこういうレーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米軍が行なう、こういう三段階になっておるわけでございまして、現在この二段階目の航空路の管制を引き継ぐという準備が完了いたしましたので、本月の十五日を期して日本側が航空路の管制を引き継ぐ、こういう状態になっております。この進入管制につきましては、これを引き継ぐためには、管制官の訓練あるいはこうした複数の空港の進入管制の経験がございせん。一つの方式を設定しそれに慣熟する必要があります。相当長期間の準備が必要であらうかと考えておりますが、今後の全国的な航空保安業務改善との関連におきまして、こういう進入管制業務の引き継ぎ計画を検討するということにいたしたいと考えております。

○鈴木力君 あの、成立しておりますけれども、速記をとめて……

○委員長(寺本広作君) 速記をちょっととめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○鈴木力君 それで、じゃ非公式に伺うみたいないことになりすけれども、いまのこの日米合同委員会の決定ですね、引き継ぎ事項の第五項です。どうして私がわからぬのは、「単一の施設によつて」——全部は読まなくてもおわかりいただいて

入管制業務を行なうまで暫定的に米國政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。」「こ

米國は訓練には協力しなかつたといふことが国会でも問題になった、そういうことになつてゐるん

では、私も航空局のほうからその後米側の協力を得られて円滑に実施されたといふふうに承知し

○鈴木力君 運輸省に聞くのは正式の委員会では

○政府委員(大河原良雄君) 第五項の前段には、

ましたように、合同委員会合意第五項の前段には

○鈴木力君 そこで、「暫定的に」といふことが時

でございますし、私もいたしましたしは運輸省

○鈴木力君 局長さんと約束した時間がなくなつ

○政府委員(大河原良雄君) 四十七年五月の日米

○鈴木力君 何か、そうすると、この文章は私はご

○政府委員(大河原良雄君) 先ほど航空局長から

○鈴木力君 沖縄返還のいろいろな問題で私ども

けれども、相当な部分というものを、空を米軍が握っている。沖縄復帰はしたけれども、しかし事実上は空だけは米軍のものだと、こういう形に、この設置法を改正しているような部局をつくって、も事実上は返還されないということがこれから何年続くのかということが私どもにとってはきわめて憂慮すべき問題だと、こう思うのでいま伺いました。これもあとで運輸大臣にもいろいろまたお伺いしたい、こう思います。

もう一つ局長さんに伺いたいのは、今度引き継ぐわけでしょう。アメリカがいままで管制しておったものを運輸省が五月の十五日に引き継ぎますが、問題は台湾との関係がどうなるのか。要するに台湾のFIR、これとの連絡が日本とあった。米軍の場合には協定があつておるわけですね。日本に引き継ぐ場合にはこの台湾のFIRの関係はどういう形で引き継ぎなされるのか、その点をお伺いしたい、こう思います。

○政府委員(大河原良雄君) ただいまの点は、具体的に運輸省の御当局から御答弁いただいたほうがよろしいと存じますけれども、私の所管の中で承知しておりますのは、米側といたしましては、この五月の十五日にこの業務合意に従ひまして航空路管制業務を日本側に引き継ぐということでございまして、台湾当局との技術的な折衝、接触等につきましては運輸省のほうで御担当をせられておるといふふうに……。

○鈴木力君 私が聞いているのは、台湾当局との折衝の話じゃないに、米軍は台湾との協定したものを持っておるわけでしょう、現在も。米軍が管制圏を管制しておれば、台湾のFIRとの関係もこの協定したものを持っているわけですね。それを米軍から日本に引き継ぐときは、米軍は台湾を連れ子に引き継いでくれるのか、切り離して引き継がれるのか、その日米間のことについて聞きたいわけですね。

○政府委員(大河原良雄君) この引き継ぎの細目につきましては、運輸省のほうから御答弁いただいたほうがよろしいかと思つてございますけれども、いまの問題でございまして、

けれども、いずれにしても従来米側が管制の業務を実施しておりましたものにつきまして、五月の十五日に日本の航空当局に航空路管制業務を移管するというところでございまして、将来の沖縄FIRと台湾のFIRとの関係につきましてはこれは台湾当局との打ち合わせを必要とする問題であると、こういうふうに承知しておるわけでございます。いまの問題を運輸大臣にもう少し詳しく実は伺いたい、こう思います。

まず最初に、管制官の訓練に協力をするという、この第四項にそうなつておるのですが、これは去年の予算委員会ときには、きわめて不十分で、引き継ぎといえますか、これがよくある、こういう御答弁もあつたように記憶しておりますけれども、その後の状況はどうなんでしょうか。

○説明員(松本操君) いま先生御指摘ございましたように、昨年の予算委員会においてその点が御指摘を賜つたわけでございます。その後その時点においてどういう点が問題になつたかと申しますと、米側のほうが、同時にわがほうの管制官を訓練生として受け入れる人数が少な過ぎるのではないかと、そういう数字では——昨年のごときでございますが、来年、つまりことしの五月十五日までに十分な数の管制官が訓練できないのではないかと、こういう御指摘をいただいたわけでございます。その後私どもはその御趣旨を体しまして、さらに米側と折衝をいたしました。その結果、米側といたしまして、先ほど来引用されております合意の趣旨に全面的に従ひまして、もっと多量の管制官の養成についてくふうをしようということに考え方を全面的に切りかえました。その結果

リーダーの管制官を十五名、これを完全に嘉手納の中で訓練できるようにしよう、それからさらに、マニアルと申しまして、リーダーを用いない管制官の訓練につきましても、二十名を嘉手納の中で訓練できるようにすることに話を広げたわけでございます。

さらに、それだけではなお十分といたしませんので、私どもといたしましては米国の連邦航空庁と直接交渉をいたしました。その結果、さらに十六名の管制官をリーダー管制官として米連邦航空庁の、日本流に申しますと、保安大学校と申しますか、アカデミーと呼ばれておりますが、そこ、それからホノルルの管制部、この二カ所で訓練をさせるといふことにしたわけでございます。その結果、最終的にはリーダー管制官三十人、マニアル管制官二十人、五十人について連邦航空庁の訓練、さらにそれを上をのせいたします形で嘉手納の、シーラップと呼んでおりますが、嘉手納の米軍のセンターの中における訓練を行なうというところで、訓練をすつと実施してまいりました。

で、現時点の状況を申し上げますと、ほとんど訓練の段階を終わりました、そのほとんど全部の人間が、レーティングと呼ばれておりますが、それぞれの管制にふさわしい資格を取得できるところまで技能が向上いたしております。この一両日中に新しく私どものほうが管制をいたします予定の庁舎に移りまして、もはや米軍と切り離したかつこうでわがほうの施設を使って最後の仕上げをするという段階までまいつておるといふことを御報告申し上げます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、源田実君、今春聴君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君、高橋邦雄君が選任されました。

○鈴木力君 そうすると、この第五項の「日本国政府がこれら飛行場のリーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米政府が」云々とある。その「行なうまで」という、行なう期日というのは大体わかると思つていただけます、この「行なうまで」という、その行なうための具体的な条件というのは何であるか。

○説明員(松本操君) 先ほど私が御説明いたしましたのは、この五月十五日に引き継ぎます航空路管制のための訓練でございまして、いま先生御質問のございましたのは進入管制関連であらうかと思つております。進入管制業務というものをいたすためには、先ほど局長御答弁申し上げましたように、リーダーを使いまして複数の空港の進入管制を一元的に行なう、こういうことを実は遺憾ながら私ども経験がございません。したがって、リーダーを用いた複数の空港の一元的進入管制の方法はどういうふうにするか、この方式をまずはっきりと定めなければなりません。次に、この方式を定めた後に、それぞれの管制官に、ただ単にレーティングが取れた程度ということではございませんで、相当の高い慣熟度を有するまで訓練を行なう必要がございます。それとあわせて、リーダーを用いて訓練をするわけでございますし、さらに複数の空港を一元的に管制するわけでございます。ですので、施設の所要のリーダー通信施設、管制官、そういういったようなものを整備してまいらなければならぬかと思つております。こういって一連の作業を完全に終わらせないと、いま先生のおっしゃいましたリーダー管制業務を行なうまでという、行なうに足るだけのわれわれの能力を持つことができない、こういうふうに考えております。

○鈴木力君 だから、そうすると、この協定ができてからもう二年になるわけですがね、協定後、いまの進入管制を引き継ぐための準備というのは、いままあ三つありましたね。複数の空港管制をするのに、リーダーを使つてやるのにどういう方式を決定しなければならぬかということが一

つ。それから、それをやるためには、またさらにその管制官の訓練が必要である。それから施設の整備しなければいけない。この三つのうち、具体的に進行しているものは、何かどの程度に進行しておりますか。

○説明員(松本操君) 先ほど、初めのほうの先生の御質問に航空局長からお答えいたしましたように、これらの引き継ぎについては私どもとして段階的に対処してまいったわけでございまして、まず最初、那覇空港の飛行場管制を何段階でも返還の日に引き継ぎますために私どもは非常な努力をいたしました。次の二年間というものは、航空路管制業務を引き継ぐための最大の努力を払ってまいってきたわけでございまして。その次の段階として進入管制業務、こういうものが出てまいるわけでございまして、現時点において率直にお答え申し上げますならば、いま先生の御指摘の、どの点がどうなっているかという点については見るべき成果を持っておりません。

○鈴木力君 見るべき成果を持っていませんというの、ことはがうまいことで、何もしていませんということでしょう。

○説明員(松本操君) ほとんど実施されていないと申し上げてよろしいかと思ひます。

○鈴木力君 あのね、ほとんど実施されていないということは、幾らかやっているということなんですよ。百のうち一つでもやって、大部分でできがらないことがほとんどと、われわれの日本語ではそうだと。そうすると、少しでも手をつけたものは何ですか。つけていないでしよう。

○国務大臣(徳永正利君) 御指摘のとおり、いままでいろいろ申し上げたのは、先生御指摘のとおりでございます。まあいろいろなむづかしさもございますけれども、きょうまで那覇のFIRを引き継ぐだけにもう手一ぱいでございまして。それから計画なんかは当然できるじゃないかという御主張もあるかと思いますが、そういうところまで手をつけていなかったというのが現状でございます。

○鈴木力君 私がさっきアメリカ局長にお伺したのも、どうもそうじゃないかと、こう思ったのです。そうすると、この三つの条件を整えて、「暫定的に米政府が那覇空港の進入管制業務を実施」して、その「暫定的に」を解消するためにこれからやる以外にはないわけですね。そうすると、これからはどういう順序でこの三つを埋められるのですか。

それから、これから直ちに着手をしたとすれば、あと何年かかるか。

○政府委員(寺井久美君) 三つの順序の中で、やはり私どもが一番最初に手がなければならないのは、管制官そのものの養成でございます。管制官自体が非常に不足している状態にございまして、やはり日本全体の管制官の養成計画の中でこれを徐々に取り上げていくのがまず第一であろうかと思ひます。

なお、かりに、いますぐ着手してどのぐらいかかるかという御質問でございますが、これはいろいろな条件がございまして、正確にお答えすることは困難でございますが、やはりかりにすぐ準備を始めても五年前後という年月はかかるであろうというふうに考えております。

○鈴木力君 かりにいますぐ準備を始めても、ということなんですけれども、これは大臣、ほんとうのことを言ってくださいよ。準備を始める気があるのかないのかですね。大体こういう日米合同委員会が協定をしてあるわけでしょう。これは二年前だ。そうして、いよいよ十五日に引き継ぎをするわけですね。この「暫定的に」ということは望ましいことじゃないから、結局はこの進入管制は運輸省がやるべきことなんです。それまでの間は暫定的にと、こういうことなんですよ。この日が来て——ちょっと御答弁のことばじりをつかむようであつて、悪いんですけれども、気を悪くしないで聞いていただきたいんですけれども、かりに準備を始めるのであれば、この答弁のおことばは私にどうも気にかかるんです。する気があるのかないのか、これはもう大臣に伺ったほうが一番

いいと思うんですけれども、どういうことですか。

○国務大臣(徳永正利君) 気にかかるとおっしゃいますが、そのとおりだと思ひます。これがいろいろ問題に今日までなっているわけなんです。日米安保条約の六条というもののひっかかって、実際にやる気があってもできないのじゃないかというところから根があるわけでございまして。それはなぜかと申しますと、普天間あり、嘉手納ありというところが話題になつてくるわけでございまして、いろいろなことから話めていかなきゃならぬ問題がたまたまあると思ひます。私も、事実。しかし、いつまでもこれをほっておかれる問題ではございせん。そこで、那覇だけ、那覇空港だけ切り離すことはできぬかというように、一つ一つでございます。それから、そういうような点もあわせ考へて、とにかくやろうと思つた時点から五年間なるといふような——いつやるかは、そのやろうと思ふことが問題なわけでございまして、そのい

わゆる出発時点を、もうすぐ即刻に始めまして——これも先ほど来繰り返して申し上げましたが、いろいろなやうな問題を私は残しているだろうと思ひます。ただ条文の上をさらっと読みますと、そういうふうに三つの空港一べんに進入管制までいけるということでございますが、これは今後詰めてみなきゃならぬと思ひますが、先ほど申し上げましたように、那覇空港だけでも、最悪の場合には一つでも切り離していくという覚悟は私にきめて手順を進めてまいらなきゃならぬと、そのように考えます。

○鈴木力君 だから、どうも私は心配なのは、さっき嘉手納や普天間や、米軍の基地がある限り、沖縄の空の返還というものは永久にないのじゃないか。そうすると、返還のときの合同委員会の協定事項やなんかですね、ああいうわれわれが審議したときとはまた違ったものが出てきているような気がするんです。そして、いまの御答弁ですと、少なくとも私は、この「暫定的」という、これを解消するための努力というものは政府側には見えな

かった。外務省に聞くと運輸省に聞いてくれ、運輸省に聞けばいいようなことなんです。そうすると、私は疑問に持つのは、意地悪みたいなことを言いますと、たとえばいまこの三つの条件がある。どういふ方式を採用するのかという条件がある。管制官の訓練がある。諸施設がある。それなら施設なんというふうなことで、その計画書ぐらゐは出していなければいけないでしよう。管制官の養成が、一番先だと局長さんからはさき御答弁いただいた。しかし、どういふ方式でやるかがわからぬ。管制官の養成が先だということも、これもどうも、専門家は、どういふことなのかわからぬけれども、私にはわからない。まずどういふ様式があるかというのを決定することが先なら、それくらいのことには緊急に着手したぐらゐの答弁がなければ、ほんとうに沖縄の今度の管制、航空路進入管制からいろいろありますが、そういうものをわがほうに引き継ぐという意義がどこにあるのかというのです。名前だけは引き継ぐけれども、実際は引き継いでいないのじゃないか。少なくともいま伺った限りにおいては、この点に関する限りは政府側では具体的な検討もなければ、やろうとする気持ちは——気持ちはないという、気持ちはありますよと言ふかも知れない。しかし、その気持ちのあらわれは一つもなかったというふうに私はもうがっかりせざるを得ない。これはもう早急に着手すべきですよ。そして、いま大臣がおっしゃったように、まず那覇空港の進入管制だけでも早いところ、P3を中心とするアメリカの海軍の基地を移動させてでも、早いところそれだけでもまず実施ができるような体制というものを私は国民に示すべきだ。やっぱりいままでの御答弁から伺いますと、空は米軍にまかせますという政府の態度がはっきりしたと思う。私は非常に残念です。これは運輸大臣の御決意を伺いたいのです。

○国務大臣(徳永正利君) 先ほど申し上げましたように、いままで手をつけてなかったということ

は事実でございますが、今後におきましては、三

つをとかくそのむつかしさを克服してもやる努力は積み重ねてまいらなければならぬと思ひます。いろいろ問題も出てこようと思ひますけれども、さしあたりその大目標に計画を進めると同時に、那覇空港だけでもまずやるといふ決心をきめて早々に着手し、発足していきなさいと、かように考える次第でございます。

○鈴木力君 それからもう一つ伺つておきたいのは、防衛局長おいでですから、こういう状況で沖縄の空というのは、米軍管理が一つありますね。それはもう圧倒的に私は飛行回数も米軍が多いだろうと想像しますがね。それからわがほうの自衛隊があるわけでしょう。そして民間の空路があるわけですか。この中で自衛隊の航空機はどの管制に入るのか。

○政府委員(久保卓也君) 現在は、言うまでもなく那覇の米軍の管制のもとにありますが、五月十五日以降は運輸省の管制官の管制のもとに飛行することになります。

○鈴木力君 そうすると、いまの進入管制のほうはいまは米軍の管制の中にあるわけですね。それから、これは現在は運輸省の管制下に入っていると思うけれども、発進の場合です、緊急発進という場合にはどういふ経路を経てどう回つていきますか。

○政府委員(久保卓也君) 緊急発進機の扱い方につきましては、本土では中央で協定を結んでおりますが、沖縄は従来米軍の管制下にありましたが、米側と運輸省側、それから自衛隊側と、三者で沖縄だけの協定をつくっております。そして五月十五日以降は、本土の中央の協定の傘下にある一つの地方協定としてやはり米側も関与いたしますので、三者の地方協定を結ばせるといふことになっております。

○鈴木力君 そうすると、米側と運輸省と自衛隊とですか三者というのは、その本土の形式によって沖縄だけのその協定をまた結ぶ、こういうことですか。

○政府委員(久保卓也君) 本土は米側が入つてお

りませんで、運輸省系統と私どもの中央の協定、及び地方の協定は運輸省と自衛隊だけでありますが、沖縄につきましては、この中央の協定を受け、一つの地方協定をつくるわけですが、その場合に米側も入ると、こういうことであります。

○鈴木力君 その米側が入るのは、これは米軍の基地がある限り永久ですか。さつき運輸省とやりとりをいたしましたその諸条件が整うまでですか、それはどちらですか。

○政府委員(久保卓也君) これは運輸省の御意見も何わなければなりませんが、進入管制業務を運輸省側が引き継げば私は米側は関係ないのではないかと、こういうふうに思ひます。

○鈴木力君 運輸省、いかがですか。

○政府委員(寺井久美君) 防衛局長のお答えのとおりでございます。

○鈴木力君 さつきから私がしつこく進入管制の引き継ぎをやるべきだ、「暫定的に」を解消すべきだと言つたのは、そういう心配があつたからだと思ふのです。このところが解決すれば、発進、進入、これはもう日本側同士の管制のもとに自衛隊もやれるわけでしょう。いまの局長の御答弁では、このところが解決しない限りは、わが自衛隊機といえども米軍の管制下の中に入っている。その米軍の管制下に入っている期間というものが、いま、いつこれが解除されるのかという計画が何もない、こういうことになるわけですね。したがって、自衛隊機の管制というものを、緊急発進にいたしましたも、新しい協定を結ばなきゃ、そこにもまた米側が関与する、関係を断つ、そういう関係が永久に続く、こういう問題に戻ってくる。そういう点で、どうも私は、この那覇空港の返還という、管制の引き継ぎということに對しまして、ほんとうに実効があるのかどうかわからぬ。名前だけ貸しておいて、実際はそちら側のほうにまかしておる、こういう関係が永遠に続くと思つてならないのです。

○鈴木力君 そうですね、さらにあれしてもらわなくちゃ、努力をしていただかなければならないと思ひます。

が、もう一つ防衛庁の防衛局長さんに伺ひたいのは、民間の空港のわきに、これは那覇だけじゃありませんけれども、自衛隊の基地がある。千歳なら千歳もそうです。そうして運輸省が実際に管制を実施している。しかし、緊急発進になるといふと、それを運輸省の管制官が待てと言ふ権限はないわけでしょう。そうすれば、実権がどちらにあるかということになるんです。緊急発進が、必要だということになれば、民間機はしばらく待てと、緊急発進のほうを先だつと、こういう形になつてくると、管制はまかしてあるけれども、管制に対する指令はむしろ自衛隊のほうに優先に立つ、こういう形のものがいつまでも続くということになれば、これも望ましいことではないと、こう思ふのです。そういう関係を自衛隊のほうでもいつまでもこういう状況に置くのか、あるいは整理しようとしているのか、そういう計画があるのかないのか伺ひたい。

○政府委員(久保卓也君) スクランブル機の絶対的な優先的な思想というのは、実は一昨年でありましたか、その前ですか、零式の航空機事故がありました。その以前はそうでありました。したがって、その時点におきまして、中央の協定を改めまして、絶対的な優先権ではございません。現在の扱い方としては管制権を持てるところ、まあ運輸省であつて、あるいは自衛隊側であつて、それがその民間機の状況、それから航空機、わがほう自衛隊機のスクランブルの任務及び全体的な航空の安全を考慮して便宜的な措置を講ずるといふことでありまして、そのときそのときに応じた措置を管制官側が講じられるということではございません。したがって、優先ということでは使っておりません。そこで、私どもとしては、今日の状況で、今後もよろしいんではなからうか、事は領空侵犯措置ということは、主権の保護、主権の防衛と申しますか、そういうことにかかわることであるので、その程度の措置はとつていただきたい、かように思つております。

○鈴木力君 優先ということばを使つていないといふことは承知しておる。優先ということばを使われないが事実上優先するといふことが私は危険な状態になると、こう思つて聞いたんですけれども、その辺は運輸省のほうもよほどしつかりしてもらわないと、あとで問題が起る可能性があると思つて伺つたんですが、だいたい時間がありませんか、もう一つだけ伺ひたいのは、さっきの台湾との問題ですね。台湾のFIR、これは、今日の場合には米軍は台湾との間の協定があるわけですね。それで五月十五日には米軍から日本のほうに引き継ぐわけですから、管制のあれを。そうすると、その引き継ぎの方の中に台湾との関係がどういふ形に引き継がれるのか。全然関係なしに引き継がれるとすると、将来の台湾のFIRと日本の航空の関係がどうなるのか。これは運輸省に伺ひたい。

○政府委員(寺井久美君) 台北の管制部と那覇の管制部との間で何らかの航空機の受け渡しに関する技術的な了解といふものが必要なことは先生御指摘のとおりでございます。現在は米軍との間にそういう取りきめがあるわけでございます。この米軍から引き継ぐ際に、現在ある米軍と台北の管制部との間の取りきめがそのまま引き継がれるかと申しますと、私どもの了解では引き継がれないといふふうに了解しております。新たに台北の管制部との間に何らかの了解が必要になる。そういう前提で、ただいま交流協会、亜東協会を通じて台湾側と折衝しておる段階でございます。

○鈴木力君 大臣に伺ひますけれども、この場合どういふ手続になるんですか。要するに、いまのFIRというものは、あれは国連で定めた、国連の関係の世界的なあれでしょう、情報交換網といひますか、そういう形で設けられているわけですね。そうすると、中国が国連に加盟をしておる。台湾は国連に加盟をしていないわけなんです。それから日本とは国交がない。日本は国と認めていない。だが、そのいまの協定を結ぶといふことですね。その道筋は、しかし事実上うまいこといけばいい

という方法があるだろうと思えますけれども、その辺は、いま交渉が進んでいるんですか、進んでいないんですか、それからその行き方というものは、どういう方法で、どういう根拠でやりになつておるのか伺いたい。

○国務大臣(徳永正利君) 台湾に對しまして正式な国交を持つてないのは御承知のとおりでございます。先ほど航空局長が御答弁申し上げましたように、米軍から引き継ぐFIRのいわゆる管轄権と申しますか、安全運航権と申しますか、この点につきましては、御指摘の国連の下部機構でございます。ICAOの会議において、それを中心にしてそれぞれ設定されるわけでございます。したがって、米軍から引き継ぐFIRの問題につきましては、わがほうの——これはもう純技術的な問題でございます。現に外国機は台湾のFIRの中に日本から発進いたしまして着陸し、あるいは通過している現状でございますし、またわが国の航空機といたしましても、南西航空が与那国に事実管轄区をめぐって——くぐつてと言つてはおかしいですが、このFIRの線の中に入つて運航しているわけでございます。こういうような問題につきましては、台北に係官を派遣いたしまして、純技術的な問題でございますから、そういう問題につきましてはわがほうの考へていることも十分述べております。また、台湾側といたしまして、その点については非常に友好的な理解を示してくれておりました。これを最後にどういふふうに通じまして、いづゆる民間協定と申しますか、その正式な名前ともかくといたしまして、そういう形で重東協会有いは交流協会を通じて正式なものに話し合ひがつくというふうに考へております。

○鈴木力君 直接関係はないと思えますけれども、防衛局長に伺いますが、山中防衛庁長官がいつか防衛庁の航空識別圏ですか、防空識別圏を台湾の上空まで拡大をするというふうな意味の談話

をなさつたというふうな、そういう記憶がありますけれども、その防空識別圏を広げるという実際の計画は、防衛庁はどこまでどうなつておりますか。

○政府委員(久保卓也君) 四月末ごろでありましたか、衆議院の外務委員会でも山中長官が答弁された内容であります。それは沖縄方面のADIZ、つまり防空識別圏の線が与那国島の真上を通過しております。これはその線で台湾側と日本側とで分かれておるわけであります。防空、あるいは領空侵犯措置の面から見れば、与那国島の上空を横切つておりました。これは内部的な扱いの問題でありまして、格別支障はないわけであります。けれども、わが国領土を全部包摂してないのはおかしな感じがしないかという率直な御疑念があられたのであります。そこで、できるならば与那国をこちらの防空識別圏の中に取り込むように若干の修正をはかつたらどうかというところが答弁の趣旨でありまして、具体的な線引きはまだ検討はいたしておりますが、長官の趣旨はそういうことであります。それを遠く台湾のほうまで持つていくというふうなことではございません。

○鈴木力君 そういたしますと、いまの台湾に関する限りは、民間機にしろ、あるいは自衛隊機にしろ、大体の航空路の上の問題は一定解消されたと同つていいわけですか。

○政府委員(久保卓也君) 問題がいまだ残つておりますのは、FIR、あるいは防空識別圏に関連をしまして、台湾側では、日本の航空機がその中を許可なしに飛べないであらうし、もし飛んだ場合には適当な措置を講ずると、こういうことがありますので、具体的な問題としましては、すでに民間機は遠回りをしておりますので、その点は問題ありませんが、救難関係——航空救難及び海上における漁船の遭難等におきます海上保安庁なり自衛隊なりの救難の場合に、救難機が行きました場合にどうなるかという問題が若干残つております。この点につきましては、運輸当局のほうでしかる

べき措置を講じられつつあるものであります。で、私どもとしては、五月十五日以降といえども救難活動について格別の支障はないものというふうなところ見通しておりますが、その時点になつてどうなりましようか……。

○国務大臣(徳永正利君) いまの鈴木先生の御指摘は、全部それでは解決したのかと、こういう御指摘でございます。まだ全部解決したというわけではございません。これは最後の、どういふふうな形になりますか、成案をつくり上げなかりませんから。しかし、いまの現状において、運航その他につきましては差しつかへはないと、安全に運航できると、こういうふうな考へております。最後の詰めというものが、まだどういふ形になりますにしろ残つておるわけでございまして、これ、いま外務省を通じてやっていると、こういうことでございまして。

○鈴木力君 アジア局長さんおいでですか。それではいいです。

それでは最後に、もうこれでやめますけれども、いろいろ伺いましたが、やっぱり私がきょう伺いますと、何となしに沖縄の空がほんとうに今度は返るんだというふうなあれに見えますけれども、事実上は返つた形をとりながら全然返らない、そういう形になるだろう。その障害は何といつても五項の解決だと思ふんですね。協定の五項の解決だ。したがって、さつきいろいろやりとりをいたしました。その線に沿つての具体的な一つのものというものが、プランというものがほんとうに国民に示されてこそ、いつ沖縄の空がほんとうにわがほうに返るんだということが出てくるだろうと思ひます。そういう点の具体的なプランをひとつつづつてお示しいただくように、私のほうからは強いこれは御要望を申し上げると言つたほうがいいと思ひます。

同時に、管制官の養成の問題なんですけれども、もういろいろ伺ひはしませんが、どう見てもやはりこれからさらに航空路といひますか、わが国の航空がどんどんどんどん前に進んでくる、進歩

するといひますか、大きくなるだろう。さつき私が一番先に申し上げましたように、ローカル空港もいまのような状態ではなしに、もっと横なり何なりというの連絡網にほんとうに地域の要求が生かせるような空港に私は衣がえすべきだ。そういう形になつてきますと、いまの管制官の養成という問題はきつて重要な問題になつてくると思ひます。そんな意味でこの中身を伺いたかつたんですけれども、結局私は将来足りないだろう。本格的なそういう要員の養成ということも、具体的に計画を立てて実施をされたいと申し上げたいと思ひますが、そういう御要望も申し上げて、きょうの質問を私はこれで終わります。

○宮崎正義君 私、すつたまま質問をいたしますので、どうか大臣はじめ政府の方々、そのまゝのお姿で御答弁願ひできればけっこうだと思ひますので、よろしく願ひします。

いま熱心に鈴木委員のほうから、沖縄における航空交通管制の昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会においての合意された問題点について、四項、五項の点で相当こまかく質問をなさいましたので、私はこの質問をする予定でありましたけれども、避けて、ここで問題になりましたのは、暫定的という「進入管制業務を行なうまで暫定的に」という五項と、それから四項における「航空交通管制業務の運用を行なう。それまでの間は暫定的に米政府がICAO基準に準拠した方式により、」云々と、ずつとあります。問題になりましたのは、この「暫定的」というふうなことが一点だと思ひます。

そこで、この法律案には関係のないことですが、一、二点伺ひたいと思ひます。と申し上げますのは、タクシー料金が暫定されて暫定料金とされております。つい最近に「二、三日前で、報道によりますと、タクシーに遠距離増料金制度を採用することが云々」ということが出ておりましたけれども、ロンドンやパリ、ローマ等欧州の主要都市ではもうすでにそれを実行して効力もあつていふというふうなことも報じられており

ます。その遠距離増送料金の理由として、私はこのように解したのですが、遠距離間は電車やバス、そういう利用度が——利用していただけないと、それからもう一つは、春闘で予想を上回ってベースアップをした、会社経営がそれによって困難になってきたという理由でこの増送料金制というものを考えているというふうに私は受けとめたんですが、その点、大臣のほうから、それは違うと、こういう考えのもとにそういうことを考えているんだというふうに御答弁を願えればいいと思いますが、申し上げましたように、暫定運賃というものは、申し上げるまでもなく、一月の二十九日から大体実施をしております。この暫定運賃というのをいつまでこの形にしておくのか、また、いま申し上げた遠距離増送料金制の基本料金としてこれを切りかえていくとするのか。初乗りから、それからこの遠距離にわたっていくところの増送料金制というものをつくっていくとされるのか。タクシーというのは、大臣も御存じのように、もう庶民の足でございまして。したがって、大型の電車とかバスとか、大型に輸送していくというものとこれは別個に分けられないと私は思うわけです。こういう問題から、タクシー料金がわれわれ国民生活にどれほど大きな影響を与えてくるかということ、そういう点を考えた点の上からも大臣の御答弁をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(徳永正利君) ちょっと、立ちませんと気分が出ませんから、立たしてやらせていただきます。

暫定運賃は一月二十九日にきめたが、いつまでこれを暫定という名のもとに引っぱっているのか、いつ基本料金に切りかえるのかと、こういう趣旨の第一点であったと思います。御承知のように、当初、暫定に踏み切りますときに申し上げましたように、これは、一つはLPGの供給の問題、あるいは値段の問題、そういうような問題が非常に浮動した状態でございまして、いつどういう形でこれが落ちつくだろうか、その落ちつくまで一応

の暫定期間というものを考えたわけでございます。で、いま現状におきましても、LPGガスの問題は、非常に一見出回っているようでございしますが、毎月まだ確保して詰めていかなきゃならぬという状況でございまして。しかし、以前のような状態でないことは事実でございます。したがって、この暫定料金を固定した基本料金に切りかえる時期というのは、決算期のいろんな状況を見まして、そしてそれとあわせてこのLPGの供給の実績、あるいは今後の見通しというふうなものも十分見きわめた上で、なるだけ早い時期と申し上げたいかどうかは別といたしまして、そう長くこのままほうっておくつもりはございません。そういうものを十分勘案いたしまして、四十八年度の決算とか、あるいはいま話題や、あるいは大きく問題にはなっておりませんが、あるいは大きく問題にはなっておりませんが、まだ油の供給状況というものはさだかでないものがございまして、そういうものを見きわめた上で、なるだけ基本料金に切りかえていきたいと、こう考えております。

そこで問題になりますのが、いま御指摘の第二点の遠距離増送料金でございます。これは二、三日間でございまして、四、五日前だったか、日本経済新聞だったかと思いますが、日本経済新聞のいわゆる料金制の立案構想でございまして、運輸省として、そういうようなものも一つの考え方ではあると思いますが、これにこだわっているわけでもございせん。今後どういうふうなふうに基本料金の基礎を固めていくか、基本料金の基礎を固めていくかということについては、まだいろんな点を勘案していま構想を進めておるという段階でございまして。

○宮崎正義君 暫定運賃につきましても、これは業界のほうとしても、これは非常にたいへんだと思っております。われわれがタクシーを利用するにしても、いざこざがちょいちょい起きていますという場面もございまして、われわれも、料金表を見て、料金表のお金だと思つと、暫定表の料金でこれこれかかったんだというふうなことで、この暫定運賃

賃というものをやったときには相当ごたごたが起きたということ、私自身も不便を感じました。これがいつまでの時点までそれが続くのかということについては、いま御答弁によりまして、四十八年度の決算等によって考えていきたいというお話でございしますが、大体あれは二九〇程度のアップの姿だと思つて、申し上げるまでもなく、春闘の以前でありますが、それが今度は基本料金というふうな据えかえられてきますと、三〇〇アップというところがまあ一段階というふうなわれわれは考えられるわけですが、そういうようなことがはたしてお考えの中に入つた——あのいまお話がありました日経のあの記事をお読みになったものなら、どうなのか、そういう点もひとつ伺っておきたいと思つておられます。

○国務大臣(徳永正利君) まあ日経の記事は、先ほど申し上げましたように、非常に各国の例も取り入れて、一応傾聴に値する議論だとは思いますが、まだそういうところまで実は運輸省としては考えていないわけでございます。暫定料金をいつまでも置いておくということについては、いま御指摘のとおり、取るほうも利用するほうも非常に不便でございまして、これは先ほど申し上げたとおり基本料金に切りかえていきたいと思つております。その場合に、どういふものを要素に入れるかということでございますが、これはやはり四十八年度の決算というものを一応ながめてみまさんと案が出てこないと思つて。それから、春闘におきましてのアップ率等も、もちろんそういうものも考慮の中に入れて案を固めてまいらなければならぬと思つて。そういうようなものもろの底辺をつくつた上で、油の情勢等を勘案しまして基本料金に切りかえたいと、かように考える次第でございまして。

○宮崎正義君 そうしますと、これは料金は基本料金も上がるというふうな考えなきやならないのかという——私はどうもせつからで結論を先にもりたいみたいな考えなんですけれども、そうなりますと、先ほど申し上げましたように、庶民の

足を大体事実上奪うようになってくるというような考え方から、いまの御答弁によりまして、上げざるを得ないようなふうにしかならなかったんですが、そうではないんですか。

○政府委員(中村大造君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、四十八年度の決算をよく吟味いたしました、しかる後に、たとえば四十九年度の収支ということで考えてみた場合にどうだろうか、あるいは五十年、翌年度の収支ということと考えるとどうなるか、まあいろいろと方点はございまして、したがって、いまの時点で基本運賃をきめます場合に、考ちに再値上げと、こういうことには結びつかないのではないかと申すわけでございます。特に今回は大都市だけではないで、全国的に暫定運賃を実施いたしておるわけでございます。それぞれ地域地域によりまして状況は若干異なるわけでございます。したがって、一律に一度値上げになるといふ結論はいまの段階ではまだ出せないのではないかと、いふふうに思っております。

○宮崎正義君 じゃ、本題じゃございせんので、また次の機会に……この点はわれわれ庶民の立場の上から考えていきますと、大事な問題ですから、いまの御答弁等についてよくこれから案を見守つていきたいと思つておられます。

次、もう一つは、航空交通管制部の組織でございますが、東京並びに福岡の管制部の組織と、それから千歳におけるその組織と、それから、それらのことにつきましてはお伺いをしたいわけなんです、今回の沖繩の那覇航空交通管制部の関係施設の整備というのについては法案として取り上げられておりますが、私は特に札幌関係の航空交通管制部の組織の形態というものを、どんなふうにお考えになっておられるのか、将来どういふふうにしていくかとされておられるのか、まずその点から伺つてみたいと思つておられます。

○説明員(松本操君) 先生御承知のように、航空交通管制部は現在東京、福岡、札幌の三カ所にございまして、四番目が、いま御審議願つておりま

す法律の改正を待つて那覇にできるといふことになるわけでございます。札幌にございす航空交通管制部は現在七十五名の総員をもって運営をいたしております。主として北海道及び東北地方の北部の一部、この空域を航行いたします航空機の航空路管制、それから一部の空港についての進入管制、これを行なっておるわけでございます。将来この札幌航空交通管制部をどのようにする考えかという御質問でございますが、現在、御承知のように、第二次空港整備五カ年計画によりまして、航空保安の向上のために全国を八つのレーダーでおおひ、さらにそのレーダーと電子計算機を結びつけて情報処理方式を導入するというふうなことを実施しておる段階でございますが、札幌におきましても、函館の近所にごさいます横津岳と、それから宮城県の上品山、この二カ所のレーダーを札幌の管制部のほうに引いてまいる、それによつて、現在札幌の管制部はすべて、マニュアルと申しまして、レーダーを使わない管制をしておりますが、これが完成いたしました時点、予定いたしました五十一年度の半ば過ぎごろからというふうな考えでございますが、レーダーを用いた管制にいたしたい。したがいまして、現在の管制部の庁舎が非常に狭隘でございますので、そのごく近くでございますが、新たに用地を購入いたしまして管制部の庁舎も全く新しく建て直す、こういうふうな計画で作業を進めております。

○宮崎正義君 私、たしかあれは四十一年の予算委員会だったと思いますが、冬季オリンピックを招聘するために札幌の飛行場を将来国際空港としての展望の上に立つてやるのかというふうなことを質問したことがありますが、そのときに、準国際空港としての機能を備えたいというふうな回答が確かにあったと思うのですが、それらを考え合わせまして、いまの御答弁を得たわけですから、その問題は、最近二十数回にわたつて、ソ連の放送局の電波といふか、ソ連の電波によつて、東京―千歳間、この航空路がハバロフスクのほうに、西側のほうにずうと引っぱら

れてきたという事故が、事故といふか、幸いにして航空事故といふものはございせんでしたけれども、西側のほうに移行されていったということが問題になっております。この点につきまして、どういふふうな処置、またどういふふうな関係でそういう事態が生じたのかという点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(寺井久美君) ただいま御指摘の件につきましましては、直ちに航空局の飛行機によりまして電波の検査をいたしました。その際、千歳のNDBの周波数に非常に近い外国の放送の周波数が混信しておるといふ事実が判明いたしましたので、直ちに電波監理局にこの旨を通報いたしますとともに、この旨をNOTAMによりまして運航関係者に周知徹底をいたしますとともに、また、定期航空会社三社に對しましては函館のVOR/DME及び熊野NDBを併用いたしまして正確に航空路を飛行することを指示いたしまして、また、航行中管制機関とも十分連絡をとつて航空路から逸脱しないようにということでも周知徹底をはかりました。で、その結果、その後防衛庁からのレーダーの監視による報告によりますと、ほとんど逸脱する航空機がないというふうになっております。また、電波監理局と引き続き協議をいたしまして、すみやかに処置をとるといふことで目下検討中でございます。

○宮崎正義君 要を得て簡単な御答弁ですが、これは要を得たというおつもりで答弁なさつたと思ふんですが、非常に大きな事故等が起きたときに万全の処置を講ずるといふこと、そういうことで絶対の体制といふものをやはり整えなきゃならぬといふこと、私は、将来の問題としてどうとらえていこうとしているのかということ、それが一点なんです。

で、いまお話を伺えば、伺つたことについてはこれはすでに北海道新聞等で内容の記事が出ておるんです。その点までは私は知つてゐるわけなんです。それで、このソ連の電波といふものに対してどんなふうな処置をとられたのか、ソ連どう

いうふうな折衝をなさつたのか、あるいは、郵政省の人もおいでですけれども、国連の周波数の問題等もからんでくるのでありましょけれども、こういう点からどんなふうな手を打たれようとしているのか、その点も伺つておきたいんですが。

○説明員(會根正司君) ただいまの件でございますが、第一点といたしまして、国際上周波数がどのような状態になつてゐるかということでございますが、現在、札幌のNDBに使つておられますところの二百二十キロヘルツという周波数は、第三地域と申しまして、アジアで、アジヤ、豪州方面におきましては航空無線航行のための周波数になつております。それからヨーロッパ―ソビエトを含めてヨーロッパ地域におきましては、第一地域と申しておりますが、これは放送と航空無線航行の業務というふうになつております。したがいまして、国際法上はソビエトは放送に使えるわけでございます。それで、ソビエトのいま御指摘のございました放送の周波数でございますが、二百二十キロヘルツでございます。函館のNDBが二百二十キロヘルツでございます。そこで二キロヘルツの、何といひますか、差がございます。それで、ソビエトといたしましては、一九五九年にこの波に對しまして、周波数登録委員会、IFRBと申しておりますけれども、ここに登録をいたしました。その後から使用してゐるのではありませんかと想像されております。現在のところ、使用開始月日はまだかにされておられませんけれども、一九五九年に登録されておりますので、それから以後ずっと使つておると、こういう状況だと思つております。

しましても監視をいたしたわけでございます。その結果、ソビエトに對しましては、これは条約上はスキータスといはしましては全く日本もソビエトも同じように権利として認められてゐるのでございすけれども、航空保安の関係上人命にも関係するといふことでございまして、ソビエトに對しましては混信の排除方を打電した次第でございます。これは三月の四日の日にソビエトに對しまして打電をいたしました。ところが、ソビエト側からは、四月の十七日になりました、現状を維持すると、こういうふうな回答をいただきました。現在に至つておる次第でございます。したが、いまして、私どもといたしましてはこの対策を現在考案中でございます。

○宮崎正義君 いまこちらで話をしましてね、肝心な最後のところを聞いてなかつたのです。ごめんない。四月の十七日に……

○説明員(會根正司君) 四月の十七日にソビエトから、ソビエト政府としては現状を維持すると、こういうふうな旨の電報を受け取りました。それで結局、ソビエトといたしましては現在の放送波を変更するといふような意向がないということがわかりました。したが、いまして、電波監理局といたしましては、現在の札幌のNDBの周波数に對しまして三月二十五日に運輸省さんのほうから周波数変更の申請が出てまいりましたので、その申請を受けまして現在作業を進めてゐるところでございます。

○宮崎正義君 ソ連では現状維持して、それで三月二十五日に運輸省のほうから変更の通知を受けたのでその方向に向かつてゐると思つておられます。夜間、特に冬だつた関係もありましょけれども、これからどうあるかということも予測されないことだと思ふんですね。したが、この問題は郵政省ばかりじゃなくて、外務省のほうもこの点について、加賀美外務参事官のほうはこういう問題についてどんなふうな考え方をされてゐるのか、外交上の問題としてどうとらえられてゐるのか、この点もひとつ伺つておきたいと思ひます。

○説明員(加賀美秀夫君) 私どもといたしましては、先生御指摘のように、航行上の安全、ひいては人命の安全にも関係する問題でございますので、運輸省当局それから電波監理局御当局と協議いたしまして、実害がある、あるいはそのおそれがあるということであればしるべき措置をとるように十分に検討したいと思っております。

○宮崎正義君 いまお聞きのように、現状維持をしていくという連のほうのことですね。そういう点を踏まえられて、私は、運輸省それから郵政省等とよく打ち合わせをしようしなさいやならないと思うのです。変更といっても一べんに変更できるわけではありませんが、ですから、その点を特にこの際を押しておきたいと思っております。もし万一のことがある、外交上の手が抜けておったなというふうなことがないように、その点も確認しておきたいと思うわけです。

そこで、稚内のレーダー基地の問題等もありますけれども、千歳に――防衛庁久保防衛局長がおいでになりますのでお伺いしたいのですが、北海道のほうに戦術機の増備をはかっているというふうな問題、それからいま申し上げた稚内のレーダー基地の問題等を含めて今日の千歳における防衛庁のレーダーの整備が完全であるかどうかという点をひとつお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(久保卓也君) 防空体制の面から見ますと、レーダーサイトを幾つか設置しておりますし、そのレーダーサイトはそれぞれ電子計算機によるいわゆる半自動早期警戒施設に連動されております。レーダーサイトのレーダーにつきましては、この換装、これは方位、高度と、それから何でしたか、三次元レーダーに換装する計画は逐年持っておりますけれども、それ以外に、千歳の飛行場のレーダーにつきましては現在進入管制業務をやっているものがありまして、これについては換装は考えておりません。そして千歳については民間と自衛隊機の両方の管制をやっておりますので、それに関する限りにおいてレーダーの機能は、不十分であるというふうには考えておりません。

ただ、全般の防空体制の一環として、千歳でありまして、レーダーサイトのほうのレーダーの逐次の換装、こういう計画はございます。

○宮崎正義君 運輸大臣は、いまの防衛局長の答弁ですね。運輸省としてはどういうふうな考え、千歳に關してですね、お考えになっておるか。運輸省としての考え方。

○政府委員(後藤茂也君) お答え申し上げます。ただいま防衛庁から御答弁のございました防衛関係のレーダーでございますが、私どもがいま航空路管制その他について整備を急いでおりますのは、先ほど管制保安部長から御説明申し上げますた北海道あるいは東北の北部に設置いたします航空路管制用のレーダーでございます。それらはそれぞれ用途を別にいたしますものでございまして、特別に運輸省の側から希望なり意見なりというものを申し上げるということではないと存じます。

○宮崎正義君 大体、自衛隊のレーダー、五十マイルが現在使用されているわけですか。

○政府委員(久保卓也君) 千歳のお話だと思っておりますけれども、現在進入管制業務に使っておりますレーダーは、機能的には八十マイルぐらい到達するものでありますけれども、進入管制業務を運輸省から委任を受けておりますその範囲が五十マイルでありますので、五十マイルの範囲でレーダーをきかせ、管制を行なっている、そういうことであります。

○宮崎正義君 じゃ、ついでにお伺いしますが、三沢のものと同じですか。

○政府委員(久保卓也君) 三沢その他、いわゆる進入管制業務を行なうターミナルレーダーであります。機能的には大体五十マイルから六十マイルというふうになっております。

○宮崎正義君 そうしますと、千歳と三沢の間に空間が起きるようなことはありませんか。

○政府委員(久保卓也君) 言うまでもなく、飛行場周辺のレーダーコントロールでありますので、したがって、五、六十マイルの範囲を自衛隊側がやってくださいというふうには運輸省から

委任を受けておるわけで、その間のものは、これはいわゆる航空路の管制を行なっておられるわけで、しかしながら、航空路管制を行なうにあたって全部を運輸省系統のレーダーがカバーをしておりますので、先ほどからお話が出ておりますような新たな全般的なレーダー、ポジティブコントロールと申すと思えますけれども、そういう組織を運輸省のほうで設置をしたい、こういう計画だと思っております。

○宮崎正義君 もう一つこの問題について伺って終わりたいと思うんですが、この周波数の問題で、国内間の中には、そういう問題点が将来起きるようなことはありませんか。これは運輸省のほうですけれども、国内の航空関係のほうでそういうような……。

○説明員(松本操君) 先生の御質問が、先ほど来問題になっておりましたNDBと放送局の周波数の間の混信という趣旨でございますならば、私ども郵政のほうからいろいろ承っております限りにおきましては、そのような心配はないというふうには考えております。国内についてはそういう問題はないというふうには聞いております。

○宮崎正義君 いずれにしても、大臣、この問題は将来も起きないとは限りません。これはひとつ綿密に御研究願って、手を打っていただきたいというのを要請しておきます。どうぞ、郵政省の方、外務省の方、けっこうでございます。

そこで、今回の法案の問題に入りますが、海員学校の件でございますが、私がいまさら申し上げるまでもなく、わが国の諸産業の発展と並行して、原材料や製品の輸送量というものは、これはもう相当、年ごとにふえていると思ふんです。そういうふうな関係で、わが国は御存じのように島国である関係から、港湾整備がどうにかできているというふうにも思われるわけですが、まだまだ日本海、東海とか、あるいは北海道全道の海域等については、その港湾整備もまだできていないところもだいぶございます。いずれにしても、そういう中において、日本の海運の将来をになう

という生徒のことについて運輸省としてどんなふうにお考えをされるのか、まずその考えをお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。ただいま先生からお話のございましたように、わが国におきましては海運というものはきわめて重要な産業でございます。と同時に、これを担当する海員の力というものは非常にまた重かつたものであることは申すまでもないことでございます。運輸省といたしましては、この海員の養成あるいは技術革新に伴いましていかに今後この訓練をはかっていくかということに鋭意努めておるわけでございます。しかしながら、問題は、最近では、先生も御承知のように、海員に対する応募がきわめて少なくなりつつあることはいなめな事実でございます。こういった点につきましては、私どもとしては、極力各海運局あるいは地方の各団体を通してPR活動に鋭意努力しておると同時に、また、ただいまこの海員学校、特にこの中堅である海員学校の卒業生に対しましては高校卒の資格を与える、こういうことにつきまして文部省とも鋭意努力を払っておる、こういうことで、極力海員の応募率を高めようということ、同時に、海員の技術革新に即応したレベルアップにつとめる、こういった点について予算の面あるいはその他の面について鋭意努力を払っておる、こういう状況でございます。

○宮崎正義君 御答弁にありましたように、非常に応募数が減少している。その問題点というものが幾つかあると思うのですが、時間の関係で、こまかくお伺いすればよろしいのですけれども、私のほうから……。私の調べた状態によりますと、資料は運輸省のほうからいただいた資料です。その資料に基づいて私なりに計算をしてみたのです。そうしますと、四十八年度の定員九百三十五に対して、合格者が九百四十四名で、〇・九八である。四十九年度は、定員の九百三十五に対して七百九十三名で、〇・八五というふうな、こういうふうなすでに定員を割っているのに加えて、

四十五年度からの総体的な面から見ていきましても、中途退学者が非常に多いということ、応募者数も四十八年から減少して、四十九年度はかろうじて定数よりたった二十五名しか多くなかった。しかし、いま申し上げたように、中途退学者が年次別に見てもすごく多いわけです。そうしますと、先ほどの御答弁がありましたように、これからの内航にしろ外航海運にしろ、にない手としての第一線で働くこの若い青少年の人たちに希望を与えていないと、こう思うわけです。さっきも言いましたように、その減少している理由というものがあるからでありましょう。それらを一つずつチェックしていきながら対策を講じていくようにしなければいけないと思うのです。

そこで、さらに申し上げてみますと、この高等科で例をとってみますと、四十六年度応募者数と、そして卒業生数とを差し引いてみますと、二年間たっておりまして、応募した二年間の分と、そして現実に卒業した者と差を引いてみますと、中退者が三百四十四名、三六％という計算になります。それから四十七年度については三百五十二名も中退者がいるわけでありまして、三四％です。それから四十八年度は四百三十七名の中途退学者で四一％、こういうふうにも、ものすごく上昇をきていているわけでありまして、四十五年におきましては、応募数は千五百七十五、定員七百七十五に対して、そしてその合格者が九百五十一というふうな、四十五年の時点においてはややこしいと思つたのが、いざ四十六年の卒業ということになりまして、いま申し上げましたように、三六％というごく悪い結果が出てきているということ、これらのデータ等を見ていきましても、内航科についてはさらに四十八年度は五八％も悪いということになっております。で、本科のほうの司ちゅう科のほうにいきますと、司ちゅう科のほうはわりあてが、一番いいわけです。こういうふうな面から見ていきまして、これは私の考えですが、司ちゅう科というのは免許証も与えられるという資格の問題

がはつきりしているから、ですから卒業生も、やめる者が、中途退学者がいないというふうな私なりに考えたわけです。これらのデータ、パーセント等で私が調べたものから、どんな理由をつけて、どんな理由のもとにこういうふうな中途退学というものがふえているのか、これでは日本の海運界というものの将来というものは全く暗いものになっていくんじゃないかというふうに思えるわけですが、この点について明快な御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。ただいま先生が御指摘のように、最近におきまする海員学校の応募率、並びに中退者が多いというところは遺憾ながらいかなる得ぬ事実でございます。

まず、応募率の点から申し上げますと、先生も御承知のように最近高校進学率が非常に上がっております。かてて加えて、いわゆる陸上産業といえますか、こういった第二次、第三次産業への希望者も非常に多い、こういうことが大きな理由であることはいかなる得ぬ事実だと思つております。

それから一方、先生御指摘の中退者が多いではないか、こういう点でございますが、確かに先生御指摘のようにそういった事実はございます。では、なぜそのようなことが起きるのかと申しますと、いろいろと私も調べておりますが、一つは先生も御承知のように、海員学校におきましては全寮制をしております。そして、きびしいある意味の規律生活を行なっておりますので、そういった中には、遺憾ながらこういった団体生活に順応できないというような意志薄弱の者があつたことも事実でございます。また、そのほか家庭の事情、あるいは先ほど申しました陸上産業へのあこがれ、こういうようなことから遺憾ながら中退者が多いことも事実でございます。で、私どももいたしましては、では、しからばどうすればいいか、こういうことについて日夜頭を痛めておるわけでございまして、基本的にはこういうふうな考へております。やはり先ほど先生も御指摘のよう

に、日本海運のいわばにない手、担当者といひますか、こういった海員に対する世間の評価といひますか、こういったものを高める、これを名実ともに高めていくというじみなるPR運動が私はまずもって必要じゃないか、同時に、それが物心両面においても考えなくちゃいけない。たとえば給与の面においても、極力海運企業経営を圧迫しない限りにおいて考へていく、あるいは将来の先生御指摘のように夢を与える、希望を与える、こういう意味におきまして、いろいろな持ち家制度の問題なり、あるいは福祉制度の問題につきましても、海運の各団体を通しましていろいろと努力を払つておる次第でございます。

それから先ほど申しましたように、やはり先生も資格というお話がございました。確かに司ちゅう関係におきましては資格が与えられております。こういったことが魅力の一つであることは事実だと思つております。それ以外のいわゆる海員に對しまして、先ほど触れましたように、この海員の卒業生に對しまして高校卒の資格を与える、こういうことにつきましては文部省の当局ともいろいろと折衝を重ねておる段階でございます。そういうようなことをいろいろと考へ、いわゆる魅力のある産業といひますか、チャージングなインダストリーといひますか、こういった点につきまして厚生の面、あるいは予算の面、その他につきましてもいろいろと今後とも努力を払つていきたい、かように考へておる次第でございます。

○宮崎正義君 非常に歴史が古いかかわらずだんだん衰微していくということは、これは問題だと思つております。いま御答弁がありましたけれども、通信教育でも高校卒の資格を与えられているという時代なんだし、それからさらに私なんか申し上げたいのは、通信制というものをこの期間、一年は無理かも知れませんが、あとの一年のときには通信制なんかもやつて、そしていまお話しありました高校卒業資格というものを取らせるようにすると高校卒という資格も与えられていない。しかも学科の面では、教育は高校教育という

ものも一応はやつていっているというふうに思えますし、特にそれに加えて実習課程というものをやつていっているわけですから、この二年、高等科二年卒業して、あと一年六カ月して、実地訓練やつて二等航海士とかあるいは二等機関士というふうな試験の資格を、筆記試験なしでやれるという、そこまでの筆記試験を免除しているという面からいって、当然高校卒というものの對する考へ方というものをもとめていかなければいけないんじゃないか。文部省側のほうの意見もこの際聞いておきたいと思つております。

○説明員(榮沼實君) いま先生御指摘のとおり、通信制の高校に、海員学校に在学しながら通信制高校の課程を履修することは可能でございます。卒業に必要な単位は八十五単位でございますが、を取ることによつて高校の卒業資格が与えられる、このようになっております。現在、船員局長からもお話し申し上げましたように、運輸省といひます。いろいろのようないかなる方法が、海員学校は現在二年間である、それからまたその内容が専門の非常に何といひますか、科目が多いという、ようなこともございまして、これをストレートに、まあ高等学校を認めるのではなく、通信制高校をあわせて履修する。また、場合によりましては、通信制高校で、現在勉強中の技能教育施設の単位をそのまま認める制度もございまして、そのような方法によつてできるだけ海員学校の生徒に對して高校卒の資格を与えるようにしていきたいというところで相談中の事実でございます。

○宮崎正義君 私がことさら申し上げることもありませんですけれども、中学校から高校に入つていく生徒数の率を見ていきましても、年々職業教育のほうの入学者が非常に少なくなつてくるという、これは私、非常に、将来日本の産業というものが、いたたいたデータによりまして、四十六年度で普通科の生徒が二百四十五万四千五百九十九人

に対して職業——農業、工業、商業、水産、家庭、そういうものを全部ひてくるめましても、その累計からいきましても百六十九万二千四百五十九名と非常に劣っているわけであります。その他等も入ってですからね、これは。こういうふうな全体の面から見て、いま御答弁がありましたように、いまほとんど高校のほうに進学をしていくということがあたりまえのような形になってきているわけであります。しかも、それで海員学校に、中学校を卒業して高校に行けない人が、家庭の事情等々で、いろんな事情がありましようけれども、高校に行けないので技術を身につけようとして、日本の将来の海運界というものをなっているというふうな大きな希望を持って入ってくる人も、そういう面から考えていって、いまのままの状態ですとこれはなくなっていくんじゃないか、こういうふうに思うわけです。

こういう問題が一つと、もう一つは、これがもし週休二日制になれば、これはどうしていくんだらうというところになる。こういう点、何かお考えになったことがあるかどうか。週休二日制になっていったら、海運界になつていく人たちが、むしろこの学校、この程度の卒業生で将来の希望が持てるかどうかという問題、これが第二点です。第三番目は、先ほど御答弁の中におっしゃった、陸上に希望するというところをおっしゃって、おられたけれども、これは海員学校じゃなくて、商船大学の卒業者が海上勤務にどれだけの者が残り、またそして陸上勤務の者がどれだけの者が残っているのかという問題。それは海員学校の点ばかりじゃなくて、いま申し上げたような商船大学の卒業生も、今日に至っては非常に陸上を希望する者が多くて、海上を希望する者が少ないという、この点等についても、第三番目として、どんなふうなこれからお考えを持っていこうとされているのか伺っておきたい。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。まず第一に、先生が、休日休暇の増加に伴いまして船員の需給関係はどうかと、こういう御質問で

ございます。確かに先生御承知のように、今度の春闘におきまして休暇が非常にふえたことは事実でございます。そういうことによりまして、船員に対する需要、あるいは予備員の増加ということが非常に予想されることになってございまして、それに伴いまして不足の傾向が出てくることもいふまでもない事実だと思ひます。また一方、内航につきましても、最近までは労働力ははや不足の傾向が出ておりましたけれども、これもまた今回の春闘によりまして休日休暇がふえたこと、こういうことで今後不足の傾向が出始めることは、これもまたいふまでもない事実だと思ひます。これにつきまして、先ほど来申し上げておりますように、運輸省といたしましては関係機関、特に業界あるいはその他出先機関と協力いたしまして、船員に対する応募率を極力高めるようにいろいろと努力をしておると、こういう状況でございます。それが第一点。

第二点に、私どもの所管しております海員学校の卒業生についての御質問でございます。これにつきましては、最近の統計によります資料によりますと、この春の卒業生総数七百九十三人でございまして、外航が六百二十九人、内航が百十九人、それから官庁関係が二十九人、その他陸上関係が十六人というわけでございまして、一〇〇%に達しておるといふわけでございまして、なお商船大学のほうにつきましても文部省の所管になっておりますので、それから御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(柴沼君) 実はたいへん申しわけないんでございしますが、その資料を持っておりませんので、後ほど御説明させていただきたいと思ひます。

○宮崎正義君 商船大学のほうのまた資料、お願いいたします。

○説明員(柴沼君) はい。

○宮崎正義君 委員長、これはお願いします。

時間がございますので、もっといろいろな諸問題にわたってこまかく質問をする予定でござい

ましたけれども、時間の関係でもう一点だけ伺って終わりたいと思ひますが、この海員学校の予算の成立状況を見ますと、四十八年度から四十九年度の予算にかけては非常に減額をされていく。これは新しい施設が四十九年度はなかったから、四十八年度は逆に新設した施設が大きなものがあったから予算がふえたんだと、こういうふうには私には思えるわけですが、ところが陸上で実地訓練をやっておりますが、内航機関とか、機関関係等や陸上実習というものをやっております。この実習をやっております関係の設備を私は二、三カ所見てきましたけれども、予算が非常に少なく、そしてその部品なんか座礁した船の中からもらってきたとか、あるいは要らなくなったものを、要らなくなったというものの船から取ってきたとか、そういうふうなことで実習訓練をしているところも私はあるように見てきたわけですが、こういう問題、それからカッターにしても相当もう年数の経過しているやつがあるんです。こういうものも少しづつしか切りかえていくことをしない。そういうことなんかではやはり私はいけないと思うのです。これ、減額をするんですから、減額した分を、そういう当然カッターにしても十年以上経過していればほとんど取りかえるというところなんですけれども、十年たたくてもいかにして、全くの施設関係の整備が完成しているか、いやいかとあること、これをつぶさに各学校単位をやつてもらいたい、こう思うわけです。非常にこの問題点、一ぱいあります。私、調べたものだけあるんです。だが、時間がないものですから、きょうはこの程度でやめますけれども、実際上予算がないという。一面では、運輸省の側から言わせれば、予算はあるんだと、こう言っていますけれども、実際現地の実態調査をしまして、それは言えない面が一ぱいあるわけです。これは幾つか私行ったところの要覧を持っておりまますけれども、この要覧で、今度は一々支援している外郭団体の内容についても、政府がもっと

助成の、補償の方法というのものも、援護してあげようという形じゃなきゃならないと思うのです。というの、施設関係の、援護関係のところから小づかいをもらっているわけですね。そういうふうな点で、今日の物価高騰によつて見ても、寮の海員の生徒たちの私生活という、自分の日用品は自分で買わなきゃならぬ。まあ衣服は借りられる。ところが下着なんかは全部自分が持たなきゃならぬ。その小づかいはどこから出るかと言へば、ほんとに食事の面だけが出るようなことであつて、その本人自身は家から持ってくるかしなければ私物のものは補えない。貧しい家庭のところから多くの人たちが来ているとすれば、これはこういう点にも大きく愛情の手を差し伸べてやらなければ衰微していくばかりだといふふうに思うわけです。こういう私の、いま問題点と、初めからやりとりしておりますことを大臣がお聞きになりまして、どんなふうなお考えを持っておられるか。また、どうしていかねければならないのかということをお伺いして、私の質問をやめたいと思ひます。

○國務大臣(徳水正利君) お話の点は、私も御同様、船員をやつておられる方々から。

なお、この若い少年たちが夢を持たなきゃならぬということも全く同感でございます。これはもう私も——私どもとしましてはまことに失礼でございますが、私は尋常高等小学校だけしか出ていないもので、そういう身につまされて、こういう海員学校の生徒にどうしてひとつ夢を持たしてやろうと。これは私の在任中の一つの課題として必ずこの点をなして返さようと思つて文部大臣とも御相談し、また文部省にもお願いしまして、このことだけでも私はひとつ残していきたく、かように考えるわけでございます。

なお、いまいろいろな御指摘の点等につきましましては、幸いにいたしまして、今日まではほんとうに海の国民だといふんで学校の先輩諸君がいろいろな点で援助をしてくれて、後援会等をつくつて若い後進の者たちを援助してくれていることも承知しております。これはまことにうるわしいことだ

備審査のための付託は三月十四日)

と思ひますけれども、こういうものだけにたよつて、政府がそういう施策をないがしろにするわけにはまいりません。先ほどお話がございましたように、一ぺん総点検をして、さらにひとつ予算の面におきまして、あるいはその他の処遇の面におきまして、今後これを機会に、この法案を、波方学校を昇格させようという機会にひとつ努力をしてみたいということをお約束申し上げたいと思ひます。

○宮崎正義君 いまの大臣の御答弁を私は大きく期待しております。大臣が就任なさってから、遠洋航海に行かれる、また海員の生徒に直接に激励に行かれたということ等は、ほかの大臣にはできなかったことだということも漏れ承っております。いずれにしても、将来の海運界をになつていくこの子たちの大きな道を開いてあげていただきたいということを申し上げて、終わりにしたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) 文部省当局に申し上げます。先ほど宮崎君から要求のありました商船大学卒業者の就職状況を資料として当委員会に御提出願ひます。

○説明員(柴沼君) はい、わかりました。

○委員長(寺本広作君) 本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はいかにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された

一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は三月四日)

一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(予

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる金額(その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額)に満たないときは、その額を退職年金の年額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千円を加えた金額)

二 組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

第五十条の二第二項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の年額(その額が、前条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)に、第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額に満たないときは、その加算して得た額を改定後の退職年金の年額とする。

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の年額(その額が、前条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額(その額が改定前の退職年金の算定の基礎となつた俸給年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上前条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)を超えるときは、その金額)に満たないときは、その額を改定後の退職年金の年額とする。

一 第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数(当該年数が三十年を超えるときは、三十年)から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円

二 第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第五十三条第二項中「第五十条第二項の規定により算定した」を削る。

第五十三条の二第二項中「第二項前段」を「第二項」に改め、同条第二項中「第五十条の二第二項前段」を「第五十条の二第二項」に改め、「改定後の退職年金の年額」の下に「(その額が第五十条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)又は第五十条の二第三項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額」を、「差額」の下に「(その退職年金の年額が第五十条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額とその退職年金の年額との差額)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、その改定額が、その者が前

に減額退職年金を受けていなかったとしたならば第五

十条の二第二項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額(その額が第五十条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)又は第五十条の二第二項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けていた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の年額との差額(その退職年金の年額が第五十条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額を基礎とした算定した減額退職年金の年額とその退職年金の年額との差額)を控除した額に満たないときは、その額を改定後の減額退職年金の年額とする。

4 第一項において準用する第五十条の二第一項の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が五十五歳に達する前に退職した場合における改定後の減額退職年金の年額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第五十五条第一項中「以下」を「以下この条及び」に改め、同条第七項を次のように改める。

8 前項の規定により廃疾年金の支給を停止されている者が退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に依りて、又は第十五条第二項の規定により合算した組合員期間を基礎とした廃疾年金の年額を改定する。

第五十五条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した廃疾年金の年額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五(別表第四に定める一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同表に定める二級に該当する者にあつては、百分の百とする。)に相当する額に満たないときは、その額を廃疾年金の年額とする。ただし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 二十四

万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(次号及び第三号において「應得年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 應得年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき應得年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき應得年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

五 第十五条に次の一項を加える。
前項の規定により應得年金の年額を改定した場合において、その改定額が、政令で定めるところにより算定した額に満たないときは、当該算定した額を改定後の應得年金の年額とする。

五十八 条に次の一項を加える。
三 前項第二項の規定により算定した遺族年金の年額が、一万二千円と俸給年額の百分の一に相当する額の合算額に組合員期間の年数(当該年数が十年未満のときは、十年)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

五十九 条を次のように改める。
第五十九 条 前条第二項〇の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合においては、同項の規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。

一 当該遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子供がいる場合(その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円))
二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合(その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円))
2 前項の場合において、同項各号に規定する子が次条第一項各号の一に該当するに至つたときは、その子は、前項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。

金の年額とする。

一 当該遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子供がいる場合(その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円))
二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合(その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円))
2 前項の場合において、同項各号に規定する子が次条第一項各号の一に該当するに至つたときは、その子は、前項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。
第六十一 条の二第三項ただし書中「割合」の下に「(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)」を加える。

第七十七 条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の規定は、第五十 条第三項、第五十 条の二第四項、第五十三 条の二第三項、第五十五 条第三項及び第五十八 条第三項の規定の適用については、適用しない。
第八十二 条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で主務省令で定めるものの以外の者がその後」に改める。

第八十二 条の二の次に次の一項を加える。
(任意継続組合員に対する短期給付等)
第八十二 条の三 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、運営規則で定めるところにより、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定で短期給付及び福祉事業に係る部分(政令で定めるものを除く。)の適用については、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従ひ、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び公共企業体の負担金の合算額に相当するものとして運営規則で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、運営規則で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。
3 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。
4 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)なら、その資格を喪失する。
一 任意継続組合員となつた日から起算して一年を経過したとき。
二 死亡したとき。
三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたとき。
四 組合員(他の法律に基づく共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。)となつたとき。
五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨を運営規則で定めるところにより組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることのできる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定で短期給付及び福祉事業に係る部分(政令で定めるものを除く。)の適用については、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従ひ、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び公共企業体の負担金の合算額に相当するものとして運営規則で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、運営規則で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。
4 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)なら、その資格を喪失する。
一 任意継続組合員となつた日から起算して一年を経過したとき。
二 死亡したとき。
三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたとき。
四 組合員(他の法律に基づく共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。)となつたとき。
五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨を運営規則で定めるところにより組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

5 任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三 条の次に次の一項を加える。
(運営審議会の委員の任命の特例)
第三 条の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九 年法律第 号)の公布の日から起算して二年を経過するまでの間、第十 条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

附則第五 条第一項第一号中「年月数を含む。」の下に「附則第六 条の二において「職務加算等の期間」という。」を加え、同号ロ中「第四十五 条」を「第四十六 条から第四十八 条まで」に、「同条に」を「法律第五十五 号附則第四十六 条から第四十八 条までに」に、「同条の」を「これらの」に改め、同項第四号中「引き続きしているもの」の下に「又は政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第五号中「未帰還者という。」の下に「以下この号、を、含む。」の下に「並びに当該外国政府又は法人の職員として在職していた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府若しくは法人又は日本政府がその運営に参与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。)となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職し、その後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となつたもの(同日後引き続き海外にあつた未帰還者にあつては、その帰国後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となつたもの)で、かつ、

き。
5 任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三 条の次に次の一項を加える。
(運営審議会の委員の任命の特例)
第三 条の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九 年法律第 号)の公布の日から起算して二年を経過するまでの間、第十 条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

き。
5 任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三 条の次に次の一項を加える。
(運営審議会の委員の任命の特例)
第三 条の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九 年法律第 号)の公布の日から起算して二年を経過するまでの間、第十 条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

施行日の前日まで引き続き職員であつたもの及び当該外国政府又は法人の職員として在職していた者で政令で定めるものの当該外国政府又は法人の職員としての在職期間で職員となつた日の前日まで引き続き在職しているもの」を加え、同条第三項第二号中「当該国家公務員」を「、当該国家公務員」に改め、「期間であるもの」の下に「又は政令で定める要件に該当するもの」を加える。

附則第六條の次に次の一條を加える。

中第二項を削り、第三項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項中「前項」を「前項若しくは附則第六條の第三項」に改め、同項を第五項とし、第七項中「第一項」を「第一項、附則第六條の第三項」に改め、同項を第六項とし、同條の次に次の二條を加える。

第六條の二 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、前条第一項又は附則第十四條第一項の退職年金の年額は、これらの規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 附則第五條第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の三百分の一に相当する金額

二 附則第五條第一項第二号又は第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の三百分の一に相当する金額

2 退職年金を受ける権利を有する七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者が職務加算等の期間を有するときは、当該期間の年数（当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの職務加算等の期間の年数を除く。）を当該遺族年金の年額の計算の基礎となる附則第五條第一項第一号の期間に加えるものとする。

するまでの職務加算等の期間の年数を除く。）を附則第五條第一項第一号の期間に加えるものとする。

3 退職年金を受ける更新組合員であつた者が七十歳に達した場合において、その者が第一項各号に掲げる期間又は職務加算等の期間を有するときは、その者を前二項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

4 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が七十歳以上の者又は七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合における第五十八條第二項の遺族年金の年額は、同項の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 附則第五條第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の六百分の一に相当する金額

二 附則第五條第一項第二号又は第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の六百分の一に相当する金額

5 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者が職務加算等の期間を有しており、かつ、その者に係る遺族年金を受ける者が七十歳以上であるときは、当該期間の年数（当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの職務加算等の期間の年数を除く。）を当該遺族年金の年額の計算の基礎となる附則第五條第一項第一号の期間に加えるものとする。

のとする。

6 前二項の場合において、これらの規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

7 第四項各号に掲げる期間又は職務加算等の期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達したときは、その者を同項又は第五項の規定に該当するものとみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

第六條の三 附則第六條第一項又は附則第十四條第一項の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額（組合員期間のうち控除期間並びに附則第五條第一項第四号及び第五号の期間（以下この条において「控除期間等」という。）を有する者に対する退職年金にあつては、その金額から、その金額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額）に満たないときは、その額を退職年金の年額とする。

一 組合員期間が二十年以下である更新組合員に対する退職年金 組合員期間が二十年であるものとして第五十條第三項の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た額

二 組合員期間が二十年を超える更新組合員に対する退職年金 第五十條第三項の規定により算定した額

2 附則第六條第四項の規定により算定した金額が、第五十八條第三項の規定により算定した金額（組合員期間のうち控除期間等の期間を有する者に係る遺族年金にあつては、その金額から、その金額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額）に満たないときは、その額を遺族年金の年額とする。

3 第七十七條第二項並びに前条第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、前二項の規定の適用については、適用しない。

4 控除期間等の期間を有する更新組合員に対する第五

十五條第三項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「相当する額」とあるのは、「相当する額から政令で定める額を控除した額」と読み替へるものとする。

附則第十一條第一項第七号を次のように改める。

七 外国政府等（法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の第二項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのある者の当該在職期間（同日後引き続き海外にあつた未帰還者については、その者の未帰還者期間を含む。）並びに当該外国政府等の職員として在職した後引き続き職員となり同日まで引き続き職員として在職したことのある者、当該外国政府等の職員として在職していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「政府関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該政府関与法人等の職員として同日まで引き続き在職したことのある者及び当該外国政府等の職員として在職していた者で政令で定めるものの当該外国政府等の職員としての在職期間のうち、恩給公務員期間、附則第五條第一項第五号の期間その他政令で定める期間を除いた期間

附則第十四條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第十四條の第二項中「附則第六條第一項」の下に「、附則第六條の第三項」を加え、同条第四項を削る。

附則第十四條の三中「及び附則第六條第五項」を「、附則第六條第四項及び附則第六條の第三項」に改める。

附則第十七條の二中「、第五條、第六條」を

附 則

(施行期日)

五、**次条第三項の規定**、**公布の日**

の改正規定及び次条第二項^四の規定 昭和四十
九年十一月一日

第二条 第二条の規定による改正後の法（以下「新法」といふ。）第五十条第三項及び第四項、第五十条の二第二項から

ら第四項まで、第五十三條第二項、第五十三條の二、第五十五條第三項、第八項及び第九項、第五十八條第三項、第七十七條第三項、附則第六條の三（新法附則第十七條の一又は第二十六條第一項において準用する場合を含む。）、附則第十四條の二第一項並びに附則第十四條の三の規定は、昭和四十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 新法
 第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第五十九条及び新法附則第六条の二（新法附則第十七条の二又は第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

35 新法第八十二条の三の規定は、前条第一号に掲げる日の前日以後に退職した者について適用する。

案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び——は衆議院修正の部分)

附
則

この法律中、第八十一条第一項の改正規定は○
施行する。
公布の日から、第三十七条第二項の改正規定は昭
和四十九年四月一日から、第五十五条の八第一項
の改正規定は同年五月一日から施行する。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に關する請願（第三四九八号）（第三四九九号）（第三五〇〇号）（第三五四三号）（第三五四四号）（第三五四五号）（第三五四六号）（第三五四七号）（第三五四八号）（第三六〇四号）（第三六〇五号）（第三六一四号）（第三六一五号）（第三六一六号）（第三六二一号）（第三六二二号）（第三六二三号）（第三六二四号）（第三六二五号）（第三六二六号）（第三六二七号）（第三六三二号）（第三六三九号）（第三六四五号）（第三六四六号）（第三六六四号）（第三六八七号）

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町上徳間 瀬在

時中外百三十名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三四九九号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北九州市若松区今光一ノ二四ノ一
五 山田忍外七十四名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五〇〇号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市祖谷二ノ一三ノ一二

大嶋安子外五十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四三号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（二通）

請願者 群馬県太田市大字新野一、三三二

久保田和子外二百二十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四四号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市松ヶ枝二ノ一二ノ一

岡部浩一外六十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四五号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（百五十六通）

請願者 神奈川県座間市相模台八九三

田忠弘外二万三千四百名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四六号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（七十八通）

請願者 川崎市多摩区王禅寺一四七 森博

外一万七千七百名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四七号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（三百三十八通）

請願者 東京都新宿区戸山町四三戸山ハイ

ッ四ノ二〇六 山野井義之外五万

七百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五四八号 昭和四十九年四月十日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百八通）

請願者 千葉県木更津市朝日三ノ二ノ四三

曾根三郎外三万二千二百名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六〇四号 昭和四十九年四月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北九州市八幡区紅梅一ノ二三 兼

田岩吉外三十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六〇五号 昭和四十九年四月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市奥沢一ノ八ノ二 中

川清外七十四名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六一四号 昭和四十九年四月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 東京都世田谷区駒沢五ノ一ノ九

渡辺慶夫外三万九千名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六一五号 昭和四十九年四月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（四百四十二通）

請願者 東京都品川区大崎一ノ九ノ一八

佐藤みち子外六万六千三百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六一六号 昭和四十九年四月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（百三十四通）

請願者 東京都品川区二葉一ノ一五ノ八

猪瀬誠三外二万八千五百名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二二号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県洲本市栄町四ノ二ノ二二

桑島政人外百四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二二二号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（十通）

請願者 兵庫県津名郡津名町志筑四五六

飯田一三外三百二十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二三号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（十二通）

請願者 千葉市大宮台四ノ一五ノ二 末広

百合子外千九百九十二名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二四号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市奥沢一ノ四ノ五 池

田一夫外三十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二五号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 東京都台東区今戸一ノ五ノ五 藤

原定之外三万九千名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二六号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（三百三十八通）

請願者 東京都葛飾区東金町一ノ三六ノ二

三五 松本滋男外五万七百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六二七号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 福島県いわき市佐藤町荒屋一〇〇

山本サト外三万九千名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六三二号 昭和四十九年四月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市西片貝町一六ノ一

岡安茂承外九十三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六三九号 昭和四十九年四月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県津名郡淡路町岩屋 橋昌夫
外百十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六四五号 昭和四十九年四月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（三百十二通）

請願者 東京都杉並区和田一ノ八ノ一二
飯塚昌平外四万六千七百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六四六号 昭和四十九年四月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（三百九十通）

請願者 横浜市鶴見区矢向六ノ一二ノ一八
平井宜明外五万八千四百二十五名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六六四号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二二通）

請願者 福岡県田川郡糸田町宮床 大竹真
澄外百四十名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六八七号 昭和四十九年四月十五日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 名古屋市北区上飯田北町四ノ七五
ノ四 松本喬司外百三十七名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六八八号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県津名郡淡路三ノ八ノ五 立
石留吉外七十六名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六八九号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町六ノ四ノ五
金子憲造外二万四百五十九名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六九〇号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 東京都練馬区東大泉九〇三 森田
春子外三万九千名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六九一号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 福島県伊達郡保原町古町三 相田
寅三郎外三万九千名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三六九二号 昭和四十九年四月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（百三十通）

請願者 三重県津市西の丸九ノ一三 東山
常生外一万九千五百名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七四二号 昭和四十九年四月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市本町一二ノ二四 合
田武司外八十五名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七四三号 昭和四十九年四月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二二通）

請願者 愛知県豊橋市西小田原町一八 太
竹美代子外八十名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七四四号 昭和四十九年四月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 岡山県阿哲郡大佐町永富 三上芳
雄外三万九千名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七四五号 昭和四十九年四月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 山梨県甲府市城東一ノ一六ノ一七

伊藤あきの外三万九千名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七四六号 昭和四十九年四月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 愛知県豊橋市花田一番町六六 村
田昌弘外三万九千名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七九三号 昭和四十九年四月十七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都文京区後楽二ノ四ノ四 本
間恵子外百五十一名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三七九四号 昭和四十九年四月十七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市豊川一七ノ一五 竹
内良一外二十六名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三八四七号 昭和四十九年四月十七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 福井市御幸二ノ二ノ二一 稲津健
治外三万九千名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三八四八号 昭和四十九年四月十七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 鳥取市百谷八一 松本貞義外三万九千名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三八四九号 昭和四十九年四月十七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 愛知県岡崎市養川町 小島正良外三万九千名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三九四二号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二二通）

請願者 北海道小樽市長橋一ノ八ノ一本間ヨシ子外三千百十六名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四〇八三号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二二通）

請願者 群馬県邑楽郡大泉町上小泉二、一九九ノ二 神武正信外百九十九名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四〇八四号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（三三通）

請願者 群馬県太田市東本町一ノ四 渡辺きよ子外四百四十名
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四〇八五号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（百四十四通）

請願者 千葉県山武郡横芝町古川四一ノ二 副田政治外一万五千六百名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四〇八六号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（百四十四通）

請願者 京都市右京区花園八ッ口町一 小山雅通外一万五千六百名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四〇八七号 昭和四十九年四月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（百四十四通）

請願者 福井県坂井郡丸岡町霞ヶ丘二ノ二 九 田中陽子外一万五千六百名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四一五三号 昭和四十九年四月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市日の出町一ノ四ノ三 岡崎洋子外二百五十四名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四一五四号 昭和四十九年四月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二十七通）

請願者 東京都北区滝野川六ノ七五ノ五 阿部光伸外四千二十九名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四一五五号 昭和四十九年四月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二十六通）

請願者 福岡市南区屋形原四〇三 権藤久雄外三千六百四十名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四一五六号 昭和四十九年四月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二十六通）

請願者 神戸市長田区生田町二ノ四ノ一九 本田栄吉外三千八百八十一名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四一七三三号 昭和四十九年四月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 札幌市白石区厚別町旭町四三三ノ六五 高田明美外百七十名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四三一二号 昭和四十九年四月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二二通）

請願者 北海道小樽市天神町一ノ一五ノ一 加藤小夜子外百五十五名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四三三三三号 昭和四十九年四月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 秋田市川尻総社町五ノ一 菅野駿

一外八十六名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四三三四号 昭和四十九年四月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百六十通）

請願者 群馬県高崎市北通町二四 竹田実外三万九千名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第四三三三三三号 昭和四十九年四月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願（二百三十三通）

請願者 広島県青島郡家町大字橋二〇三 黒瀬豊子外三万四千六百四十三名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第三五〇一号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（三三通）

請願者 名古屋市中区大幸町一ノ一 愛知教育大学附属名古屋小学校PTA内 寺沢正明外六百五十五名
紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五六九号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 青森県弘前市学園町一ノ一 弘前大学教育学部附属小学校父母と先生の会内 三浦昌武外二百五十二名

紹介議員 片山 正英君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七〇号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 東京都世田谷区深沢四ノ三ノ一東京学芸大学附属世田谷中学校卒業
会内 江口昌典外二百五十二名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七一号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 名古屋市中区不老町名古屋大学教育学部附属高等学校PTA内
三枝孝弘外二百七十六名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七二号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 鹿児島市郡元町一九一鹿児島大学教育学部附属中学校PTA内
田達郎外百六十名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七三号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 東京都杉並区浜田山二ノ六ノ一八新関恵美子外二百五十二名

紹介議員 内藤登三郎君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七四号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 大阪府東住吉区平野浜町三ノ二〇大阪教育大学附属平野学園PTA
内 倉智佐一外百五十二名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七五号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）
請願者 広島県三原市宮沖町二二二 夜船卓己外三百十一名

紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七六号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 鳥取市吉方温泉一ノ一三二 足立利喜雄外二百四十二名

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七七号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 愛媛県松山市湊町三ノ五ノ一 愛媛大学附属養護学校PTA内 日野博行外六十八名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七八号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 広島県三原市城町五六〇ノ一 広島大学教育学部附属三原幼稚園PTA
A内 金丸巧外百七名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五七九号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）
請願者 山口市泉都町一ノ六山口大学教育学部附属山口小学校PTA内
佐々木暢彦外六百五十六名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五八〇号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 鳥取市尚徳町一〇一鳥取大学教育学部附属小学校懇話会内 福士俊一外二百四十四名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五九五号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 岡山市旭東町三ノ六ノ一一 服部克志外百三十六名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五九六号 昭和四十九年四月十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 北海道函館市中道町九三ノ一〇藤野欽一外二百七十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三六〇六号 昭和四十九年四月十一日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）
請願者 和歌山県和歌山市若菜町三ノ二ノ一和歌山大学教育学部附属小学校校友会内
辻本信輝外三百七十六名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三六九七号 昭和四十九年四月十五日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 埼玉県浦和市西堀二、一四一ノ一四埼玉大学教育学部附属養護学校PTA内 根本節子外八十九名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三六九八号 昭和四十九年四月十五日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 鹿児島市郡元町一九一鹿児島大学教育学部附属中学校PTA内
田達郎外百七十一名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三六九九号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 長野市西長野加茂北一四三ノ二信

州大学教育学部附属長野中学校PTA内 小笠原武一外三百四十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇〇号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 千葉市弥生町一ノ三三千葉大学教

育学部附属中学校PTA内 実川 徳雄外九百七十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇一号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（三通）

請願者 徳島市南前川町一丁目徳島大学教

育学部附属小学校保護者会内 船 越孝外六百六十八名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇二号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（三通）

請願者 佐賀市城内一ノ四四ノ四佐賀大学

教育学部附属中学校教育友会内 藤

島虎雄外六百五十二名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇三号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 大分市中島東二ノ三ノ一四 杉田

信男外六百六十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇四号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬四ノ一ノ五東

京芸芸大学附属高等学校PTA内 勢能一男外二百二十五名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇五号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 三重県津市観音寺町四七一 三重

大学教育学部附属中学校教育友会内 永合寛外二百六十名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇六号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町四ノ一八ノ

六 横田君江外二百二十七名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇七号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（三通）

請願者 愛知県岡崎市明大寺町栗林一愛知

教育大学附属岡崎中学校父母教師 会内 神取武史外五百六十二名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇八号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 千葉市弥生町一ノ三三千葉大学教

育学部附属幼稚園後援会内 山崎 正敏外千三十四名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七〇九号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都文京区大塚二ノ一ノ一お茶

の水女子大学文教教育学部附属中 学校PTA内 吉沢孝司外二百三

十二名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七一〇号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）

請願者 埼玉県浦和市常盤町四ノ四ノ一四

埼玉大学教育学部附属中学校父母

と教師の会内 立崎亮吉外四百三

十名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七一一号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（四通）

請願者 秋田市保戸野原の町一ノ一三秋田

大学教育学部附属幼稚園PTA内 野口伸治外四百六十三名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七一二号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 広島市東雲三ノ一ノ三三広島大学

附属東雲小学校PTA内 榎山且 典外三百四十一名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七一三号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）

請願者 宮崎市花殿町宮崎大学教育学部附

属小学校PTA内 竹内三郎外四 百一名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七一四号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町四ノ三

二 田中政一外四百四十名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七二五号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 宮崎市花殿町宮崎大学教育学部附

属小学校PTA内 戒井敬祐外百

八十名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七二六号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 広島市西郷町九ノ二二 佐々木典

外三百三十三名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七二七号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 山口市白石一丁目山口大学教育学

部附属山口中学校PTA内 八木

金樹外四百二十二名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七二八号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（三通）

請願者 愛知県岡崎市六供町八貫一五愛知

教育大学附属養護学校父母教師会

内 北原良一郎外五百六十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七二九号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉町三一五東京

学芸大学附属大泉小学校PTA内

大高正人外百二十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（四通）

請願者 秋田市大町五ノ六ノ二一 藤田千

代外四百五十四名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三二号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 千葉市天台町一二九ノ一 山崎和

子外千十六名

紹介議員 渡辺 太郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三三号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 千葉市弥生町一ノ三三千葉大学教

育学部附属小学校PTA内 和田

雅人外九百七十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三三号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 大分市都町二ノ一ノ二三大分大学

附属小学校PTA内 野内四郎七

外百五十七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三四号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 滋賀県大津市昭和町一〇ノ三滋賀

大学教育学部附属中学校PTA内

野玉三郎外二百三十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三五号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（一通）

請願者 名古屋市中区橋町五ノ二二愛知教

育大学附属名古屋小学校PTA内

吉川次郎外百九十三名

紹介議員 成瀬 峰治君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七三六号 昭和四十九年四月十五日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）

請願者 三重県津市観音寺町五二三 三重

請願者 名古屋市千種区代万町三ノ九愛知

教育大学附属高等学校PTA内

柏木弘一外四百九名

紹介議員 森 八三三君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三七四一号 昭和四十九年四月十六日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（二通）

請願者 石川県金沢市有松二ノ一〇ノ二三

松本保外二百五名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三八〇三号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 石川県金沢市千日町四ノ一四 池

田克己外百名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三九二三号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野三ノ九ノ一岩

手大学教育学部附属中学校PTA

内 佐藤瑛一外百四十六名

紹介議員 岩崎 道行君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三九二四号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願（十一通）

請願者 三重県津市観音寺町五二三 三重

大学教育学部附属幼稚園育友会内
藤波正則外二千八百七十五名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九二六号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 札幌市中央区南二条西一三丁目
北海道教育大学附属札幌小・中学
校PTA内 高島外亀男外二百七
十一名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九二七号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 埼玉県与野市大戸四七〇埼玉大学
教育学部附属幼稚園内 星博己外
九十名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九二八号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 埼玉県浦和市根岸九一七〇一 吉
川秀子外九十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九二九号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 広島市牛田東三ノ一六ノ八広島大
学教育学部附属東雲中学校PTA

紹介議員 内 国本政博外三百二十一名

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九三〇号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区千種区猫ヶ洞三ノ七愛知
教育大学附属幼稚園同窓会内 浅
野寿美子外百六名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九三一号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 長崎市田上町一三五 安達忠信外
八十九名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九三二号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 広島市東雲本町一〇ノ八 古
谷芳太郎外二百七十八名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九三三号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市北新一ノ四ノ一山梨

大学教育学部附属小学校PTA内
小林竹郎外四百六名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九三四号 昭和四十九年四月十七日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 和歌山市吉屋町三ノ二ノ一和歌山
大学教育学部附属小学校育友会内
辻本信輝外二百九十六名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三九四六号 昭和四十九年四月十八日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 石川県金沢市千日町九ノ二七 石
野竜山外百二名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四〇八八号 昭和四十九年四月十八日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市若宮町二ノ五ノ八群
馬大学教育学部附属幼稚園PTA

内 本橋隆夫外千四百四十九名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四一四八号 昭和四十九年四月十九日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区千種区不老町名古屋大学

教育学部附属中学校PTA内 井
村徹外二百七十四名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四一七六号 昭和四十九年四月十九日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ三ノ一東
京大学附属世田谷中学校育友会内
江口昌典外二十三名

紹介議員 小笠 公昭君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇四号 昭和四十九年四月二十日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 山形市小白川町字十二柳六六ノ五
山形大学教育学部附属学校PTA

内 高橋倫之助外二百六十六名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇五号 昭和四十九年四月二十日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 東京都文京区大塚一ノ九ノ一東京
教育大学附属高等学校桐蔭向上会

内 長谷川三郎外二百九十三名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇六号 昭和四十九年四月二十日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適
正化と施設、設備の拡充に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市文京一ノ三ノ三三茨城大学教育学部附属中学校PTA内 吉久保幸男外四百二十五名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇七号 昭和四十九年四月二十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願(三通)
請願者 新潟県長岡市住吉三ノ九ノ一新潟大学教育学部附属長岡中学校素心会内 島山真一外八百二十五名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇八号 昭和四十九年四月二十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 富山市五福三、一九〇富山大学教育学部附属学園附属小学校ふたば会内 桑島一夫外六百六名
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三〇九号 昭和四十九年四月二十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 宮崎市花殿町七ノ六七宮崎大学教育学部附属中学校PTA内 手塚政雄外二百五十五名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三一〇号 昭和四十九年四月二十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適

正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 東京都文京区小石川四ノ二ノ一東京学芸大学附属竹早小学校・幼稚園PTA内 石丸正元外二百四十二名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四三一〇号 昭和四十九年四月二十日受理
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願
請願者 東京都文京区白山五ノ六ノ九大久保薫外二百四十二名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三六四九号 昭和四十九年四月十五日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市淋代 浪岡安人外五十九名
紹介議員 向井 長年君
一、三沢米軍基地内におけるゴルフ場、オートレース場、米人専用水泳場を日本政府に返還させ、広く地域住民に解放されたい。
二、三沢米軍基地正門わきの空き地を日本政府に返還させ、管理権を三沢市に移管し、三沢市民に解放されたい。
三、三沢米軍基地正門から小川原湖に至る幹線道路については、日本国民の自由通行権を認められたい。(資料添附)

第三三七六号 昭和四十九年四月十六日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市六川目 金井幸次郎

外五十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八〇二号 昭和四十九年四月十七日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市上久保三ノ二、五八八 磯見実外五十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八五二号 昭和四十九年四月十七日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市平畑一ノ二ノ三六長屋勇一外五百六十一名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八五三号 昭和四十九年四月十七日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市五川目 沢村富三郎外五百三十二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八五四号 昭和四十九年四月十七日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市桜町二ノ五ノ一村上一彦外五百五十一名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八五五号 昭和四十九年四月十七日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市平畑一ノ三ノ二石岡正利外六百九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三九四七号 昭和四十九年四月十八日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市花園町一ノ一ノ一〇沼口ナツ外五十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第四一二七号 昭和四十九年四月十九日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願
請願者 青森県三沢市六川目 戸豊治外五十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第四一五七号 昭和四十九年四月十九日受理
青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願(三通)
請願者 青森県三沢市中央町三ノ三ノ八駒沢千代子外五十九名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第四二四五号 昭和四十九年四月二十日受理

青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願

請願者 青森県三沢市花園町三ノ二ノ九 柳ササ外九十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第四二八二号 昭和四十九年四月二十日受理

青森県三沢米軍基地内におけるいわゆる遊休地返還等に関する請願

請願者 青森県三沢市新町一 山本ヨシ外 百九十三名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三六四九号と同じである。

第三八二五号 昭和四十九年四月十七日受理

靖国神社法の制定促進に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会議長 南田忠人

紹介議員 木村 睦男君

靖国神社法を速やかに制定、実施するよう強く要望する。

理由

戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対し、その遺徳をしのび、その偉業を永遠に伝えることは、国民共通の心情である。この国民の意向を反映して、靖国神社の国家護持を確立するため非宗教性の「靖国神社法案」が提出されているが、いまだにその成立をみないことはまことに遺憾である。

第四二七一号 昭和四十九年四月二十日受理

「関東計画」反対、横田基地撤去等に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山一ノ二〇ノ一〇 朝倉美代子外九名

紹介議員 岩間 正男君

「関東計画」反対等次の事項の実現を要望する。

一、関東計画に基づく横田基地の集中、強化に反対であり、同基地内都有地を返還し、基地を撤法すること。

二、米軍立川基地をはじめ、府中基地、関東村住宅地を一日も早く全面返還し、都民のための平和利用を実現すること。また、自衛隊の居すわりや機動隊の使用は反対である。

理由

横田基地は、「関東計画」により、いつそう集中、強化され、引き続きアメリカの侵略戦争の危険な根拠地として使われようとしている。一方、「関東計画」によつて向こう三年間に返還される多くの基地も自衛隊や警察機動隊がその基地として使おうとしている。しかし、都民は、こうした道でなく、軍事基地のない平和な住みよい東京の実現を強く望んでいる。

昭和四十九年五月十八日印刷

昭和四十九年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W